

第5次食育推進基本計画 参考資料集

令和8年8月

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

1. 目次

第5次食育推進基本計画 はじめに 2

1. はじめに

①食育の推進体制 3

②食や農林漁業を取り巻く状況の変化 6

③食料・農業・農村基本法の改正 22

④食育基本法の改正 24

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 27

3. 用語の解説 51

第5次食育推進基本計画 はじめに

①食育の推進体制

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践するとともに、生産現場等に対する関心や理解を深め、おいしく楽しく食べることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、国は約20年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきた。その間、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。

②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進展する中で、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方の多様化、中食市場の拡大、デジタル化の進展等に伴い、食に関する国民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。特に第4次食育推進基本計画（令和3年3月作成）の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の価格上昇等が生じたこと等により、食に関する経済性志向や簡便化志向が上昇し、栄養バランスの偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られる等、家庭や地域で健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきている。

首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少するなど、農林漁業の現場に触れる機会が減少し、国民の食卓と農業等の生産現場の距離は遠くなり、生産者と消費者の関係性が希薄化していると考えられる。

食の供給面から見ると、近年、食料安全保障に関わる情勢の変化が生じている。世界の食料需給については、世界人口が増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まり等により、世界の食料生産・供給を不安定化させるリスクが高まっている。国内の農林漁業者の減少・高齢化は著しく進展しており、令和6年度の総合食料自給率は供給熱量ベースで38%、生産額ベースで64%と食料の多くを海外からの輸入に頼る状況にある。また、SDGsの達成に向けた取組の進展等、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

③食料・農業・農村基本法の改正

他方で、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、消費者の日々の行動変容につながる食育の取組の強化が重要となっている。

④食育基本法の改正

このような食や農林漁業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育むとともに、食料安全保障の確保にも資するよう、農林水産業の生産現場等に対する消費者の関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも、国や地方公共団体による取組とともに、学校や企業、地域等を中心にボランティアをはじめとする食育の推進に携わる人材等の多様な関係者等と連携・協働し、食育の実効性を高め、あまねく全国でライフステージに応じた間断ない食育を国民運動として十分に展開することが重要である。

くわえて、食育の推進によって、日常の食は自身の健康とのつながりのみではなく、食料生産や地球環境と関係していることを、改めて国民が自覚し、社会全体としてそれらの調和を図りつつ、個人や社会全体の豊かさやウェルビーイング向上等につながるものと捉えていくことも必要である。

このため、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するために、食育基本法の一部を改正する法律（令和8年法律第24号）が、令和8年5月27日に公布・施行された。

改正後の食育基本法の基本理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和8年度からおおむね5年間を計画期間とする第5次食育推進基本計画を作成する。

1. はじめに ①食育の推進体制

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践するとともに、生産現場等に対する関心や理解を深め、おいしく楽しく食べることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、国は約20年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきた。その間、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。

1. はじめに ①食育の推進体制

- ・食育基本法は平成17年6月に公布、同年7月に施行。令和8年5月改正。
- ・5年ごとに基本計画を策定。取り組むべき重点事項・目標などを規定。
- ・農林水産省は、平成28年4月から政府全体の総合調整を担当。（それ以前は内閣府が担当。）

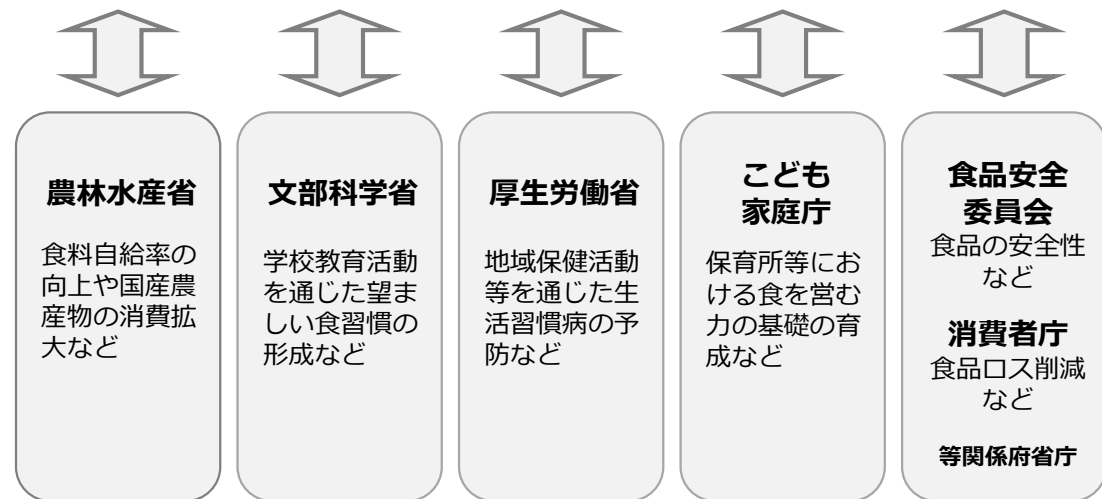
○食育基本法（平成17年法律第63号）

- 食育は、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ものとされている。
- 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことや、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することが課題とされている。

○政府の食育推進体制

農林水産省

- 食育推進会議等の運営及び食育関係府省庁の調整
- 食育白書の作成
- 関係者の連携・協働体制の確立
- 食育推進全国大会の実施

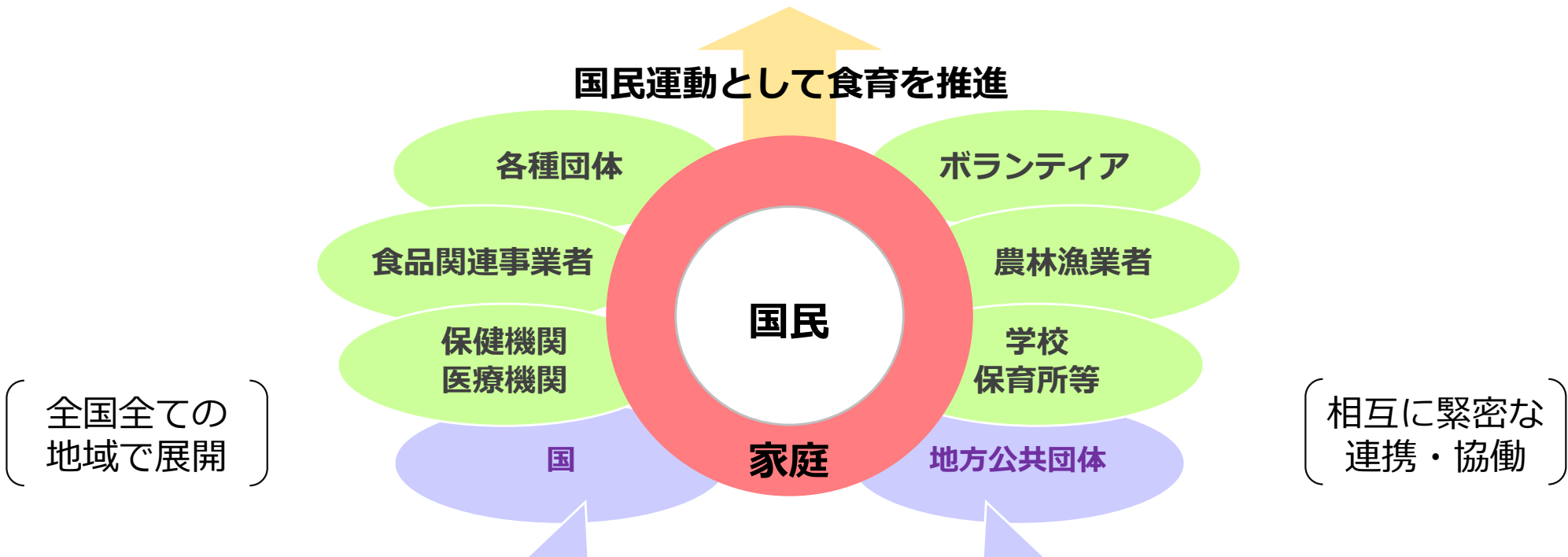


1. はじめに ①食育の推進体制

・食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進。

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民運動として食育を推進



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）

農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等の関係府省庁等による施策の実施

地方
農政局等

< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

都道府県食育推進会議
|
都道府県
食育推進計画の作成

市町村

市町村食育推進会議
|
市町村
食育推進計画の作成

< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進展する中で、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方の多様化、中食市場の拡大、デジタル化の進展等に伴い、食に関する国民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。特に第4次食育推進基本計画（令和3年3月作成）の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の価格上昇等が生じたこと等により、食に関する経済性志向や簡便化志向が上昇し、栄養バランスの偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られる等、家庭や地域で健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきている。

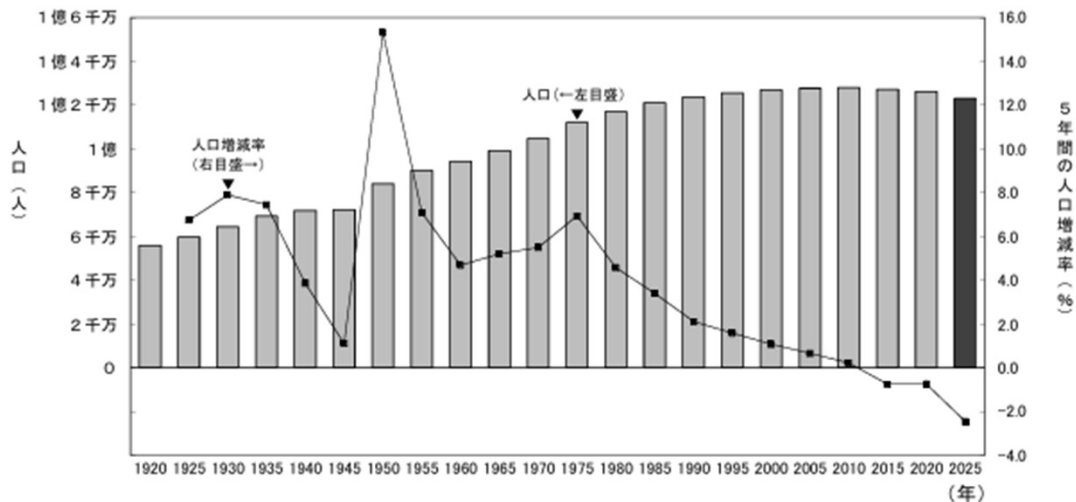
首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少するなど、農林漁業の現場に触れる機会が減少し、国民の食卓と農業等の生産現場の距離は遠くなり、生産者と消費者の関係性が希薄化していると考えられる。

食の供給面から見ると、近年、食料安全保障に関わる情勢の変化が生じている。世界の食料需給については、世界人口が増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まり等により、世界の食料生産・供給を不安定化させるリスクが高まっている。国内の農林漁業者の減少・高齢化は著しく進展しており、令和6年度の総合食料自給率は供給熱量ベースで38%、生産額ベースで64%と食料の多くを海外からの輸入に頼る状況にある。また、SDGsの達成に向けた取組の進展等、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化 人口減少・少子高齢化

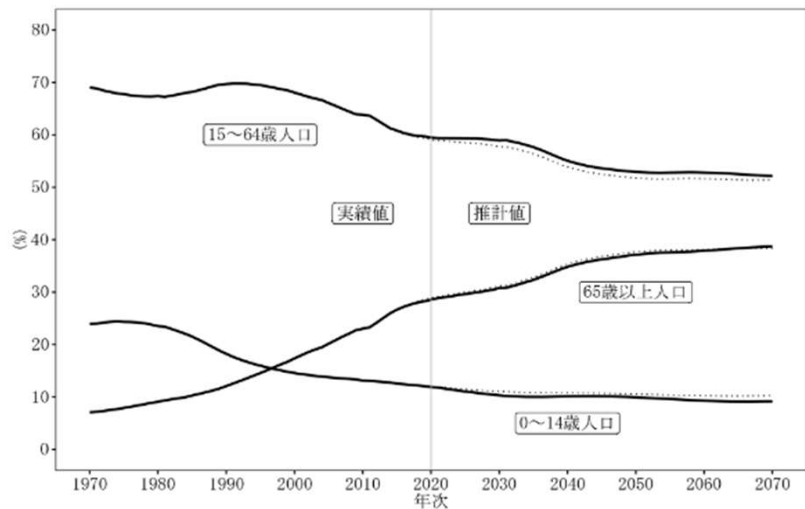
- ・我が国の人口は1億2305万人。2020年から309.7万人減少（2.5%減）、減少幅は拡大。
- ・総人口に占める15歳未満の人口の割合は11.2%と過去最低。65歳以上の人口の割合は29.3%と過去最高であり、今後もこの傾向が続くことが推計されている。

図1 人口及び人口増減率の推移（1920年～2025年）



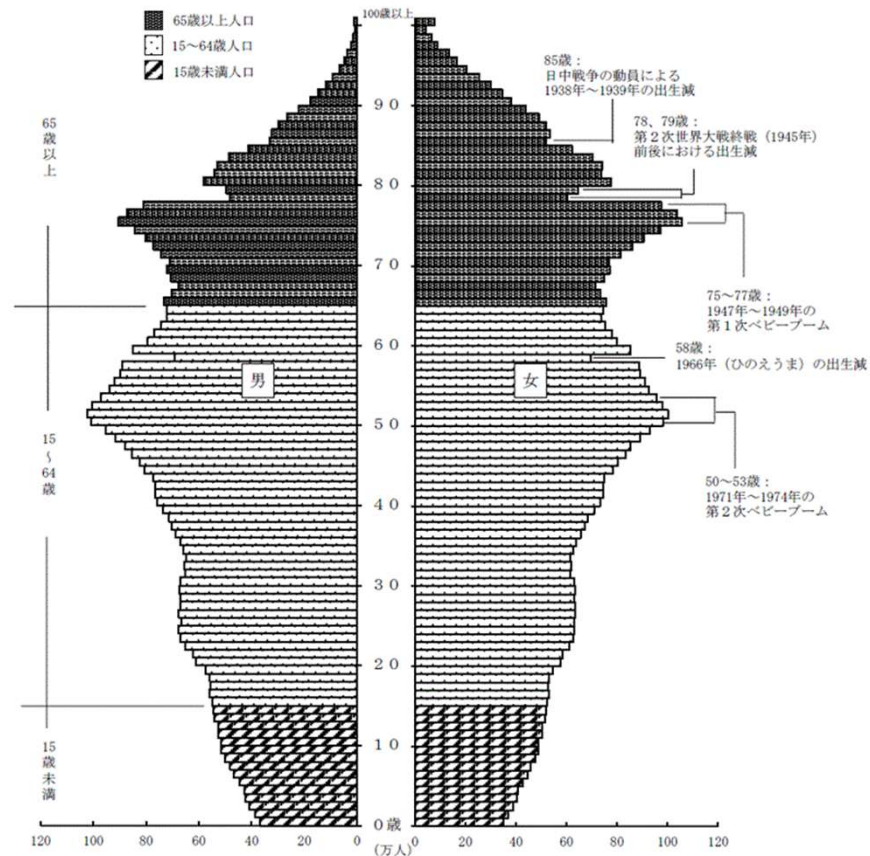
出典：令和7年国勢調査（速報値）（総務省）

図3 年齢3区分別人口割合の推移（出生中位（死亡中位）推計）



出典：日本の将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

図2 人口ピラミッド（2024年10月1日現在）

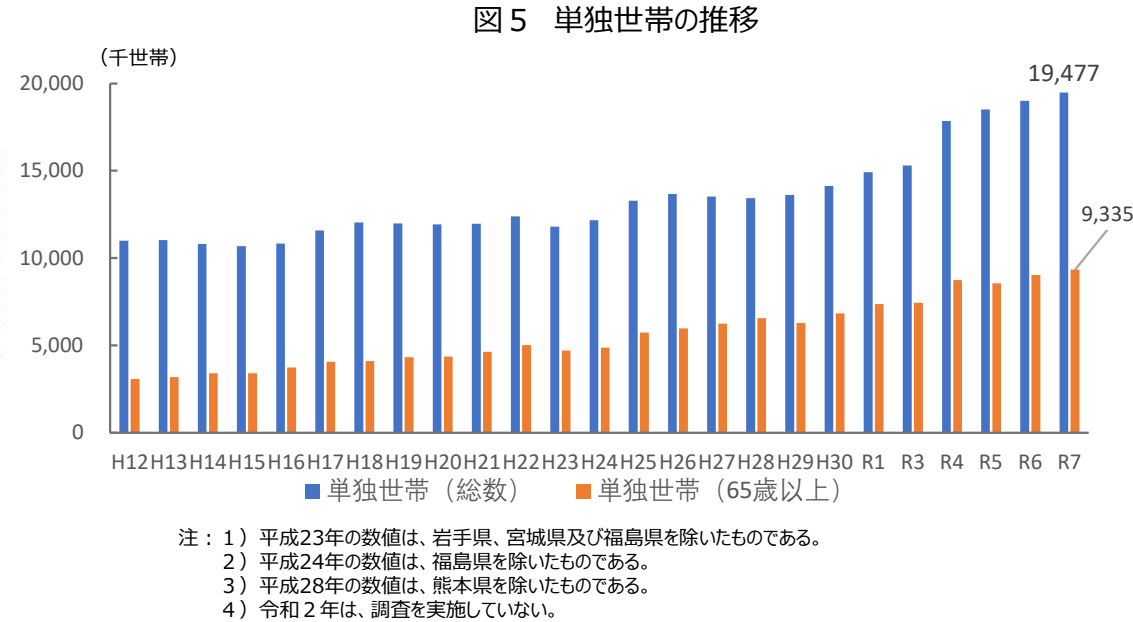
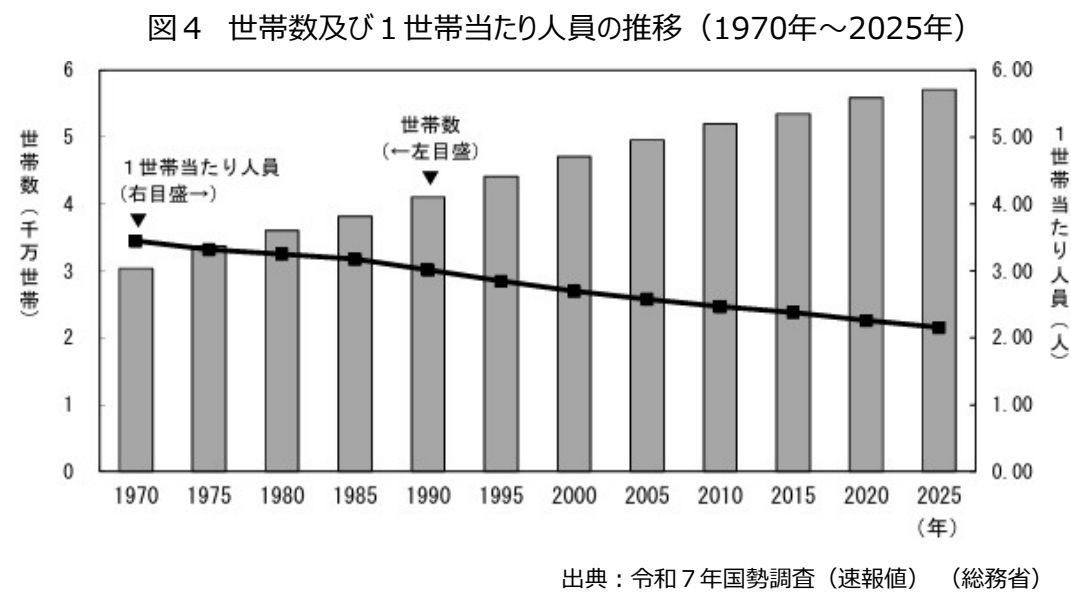


出典：人口推計（2024年（令和6年）10月1日現在）（総務省）

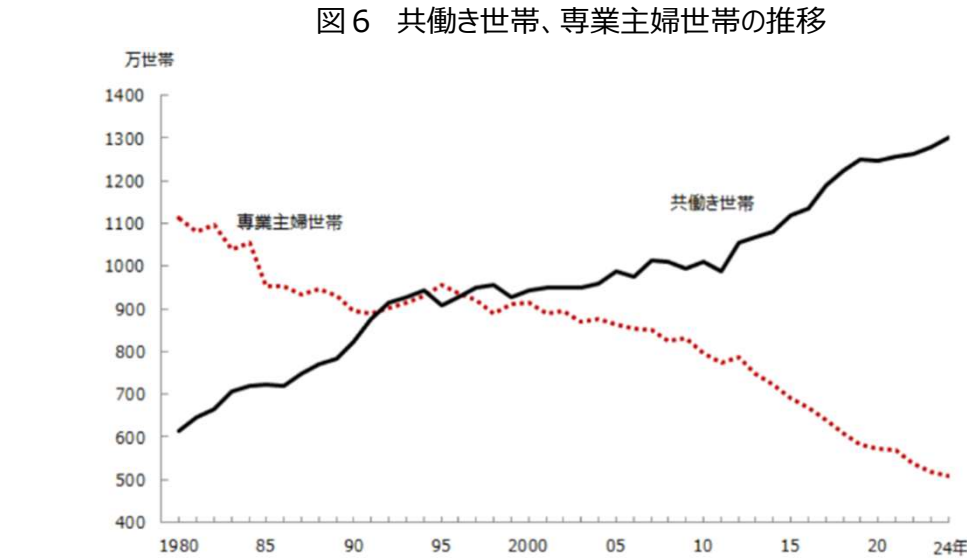
1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

単身世帯や共働き世帯の増加

- ・我が国の世帯数は5,712.5万世帯（2025年10月 1 日現在）。1 世帯当たり人員は2.15人で引き続き減少。
- ・共働き世帯は1,300万世帯（2024年）であり、増加傾向、専業主婦世帯は減少傾向で推移。



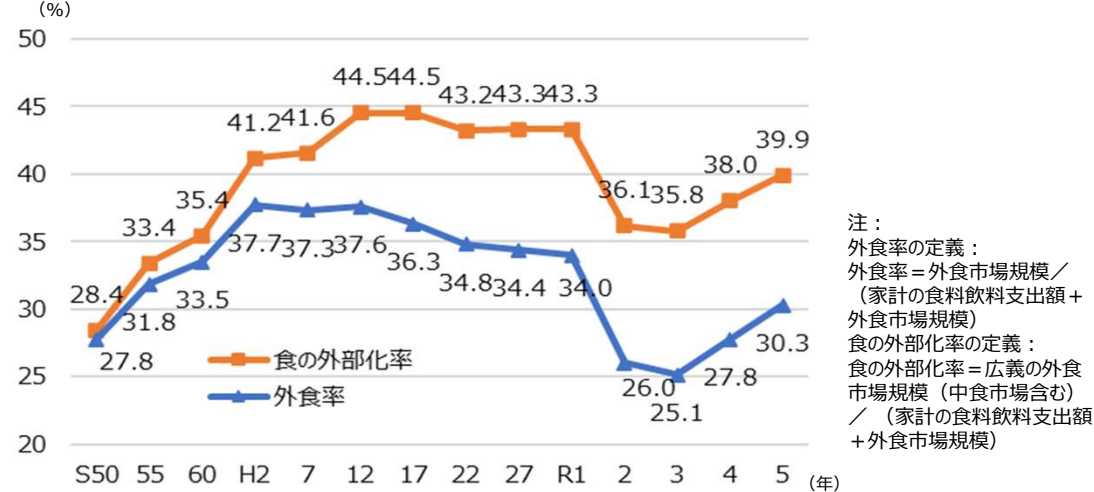
資料：
2025（令和7）年国民生活基礎調査（厚生労働省）



1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化 中食市場の拡大、デジタル化の進展

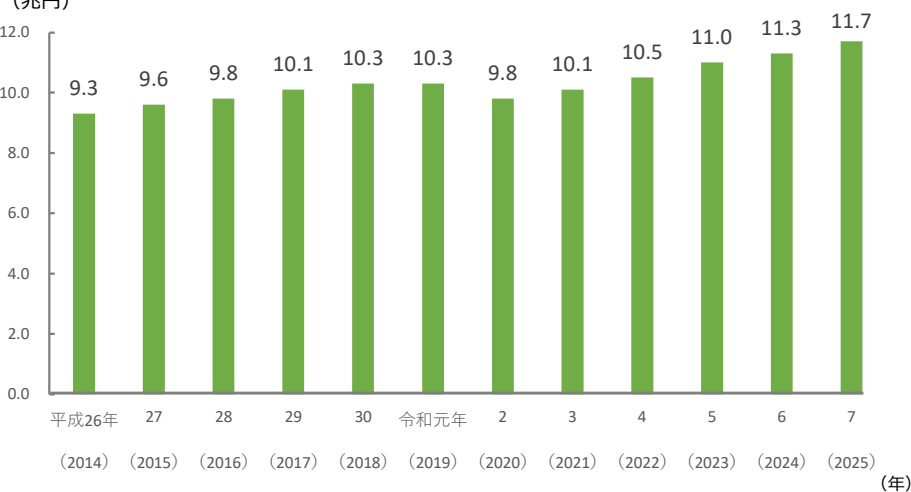
- ・食に関して外部化・簡便化の進展が見られ、中食（惣菜）市場の売上高は近年増加傾向で推移しており、令和7（2025）は11.7兆円。
- ・食品類のEC市場は年々拡大しており、「食品、飲料、酒類」のEC市場（BtoC）は3兆1,163億円と、前年に比べ約6.4%増加。

図7 外食率、食の外部化率の推移



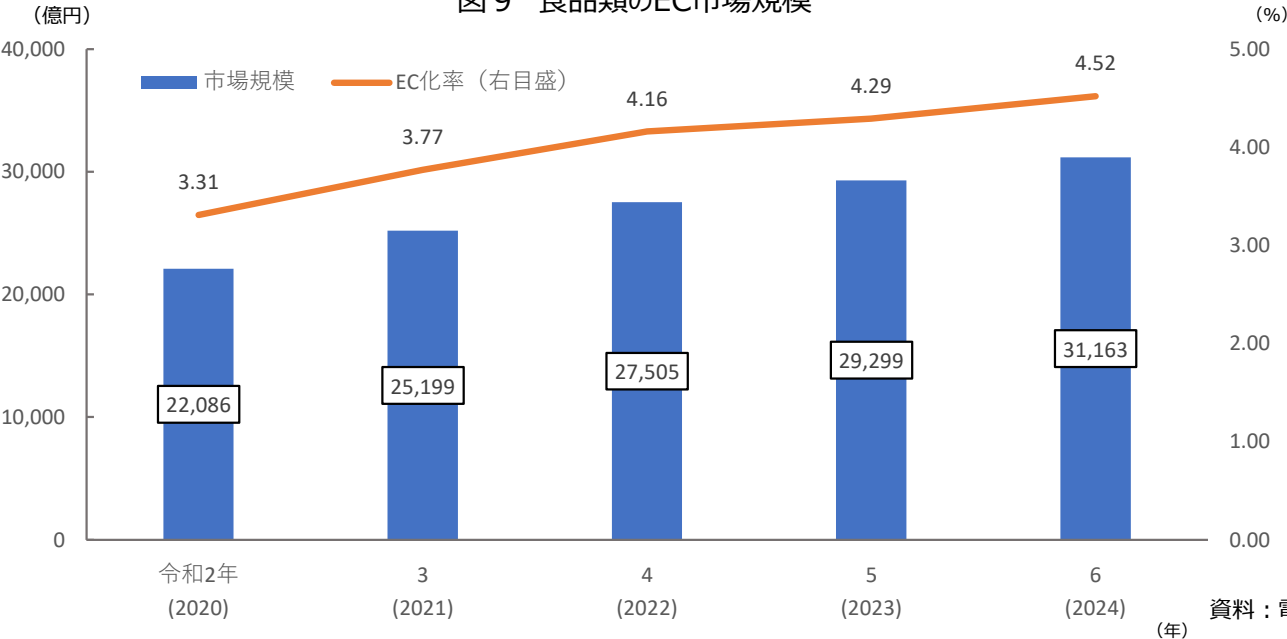
資料：（公財）食の安全・安心財団による推計

図8 中食（惣菜）市場の売上高



資料：惣菜白書（一般社団法人日本惣菜協会）

図9 食品類のEC市場規模



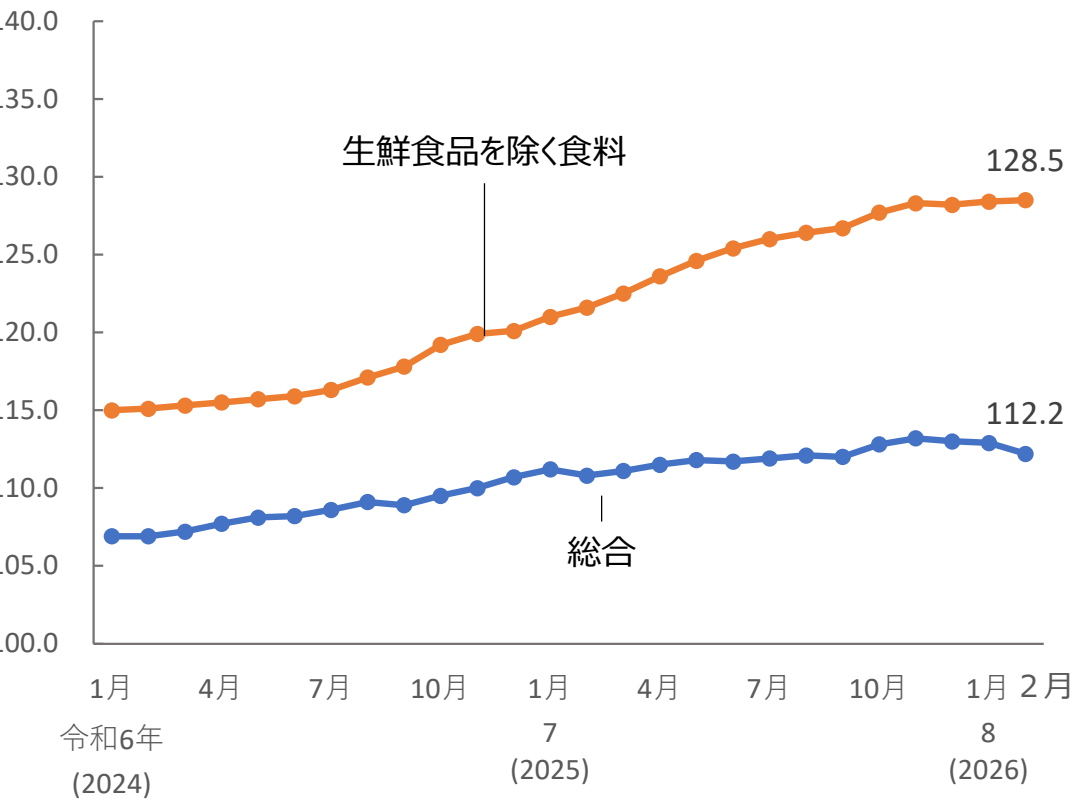
資料：電子商取引実態調査（経済産業省）

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

食料品等の価格上昇

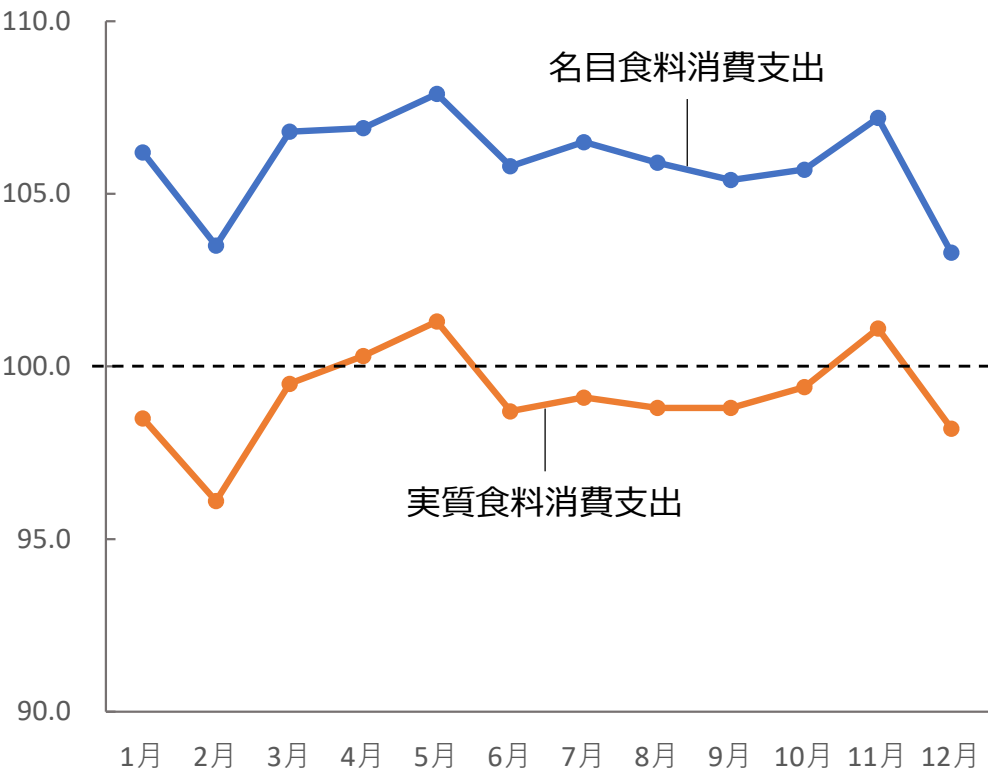
- ・消費者物価指数は上昇傾向で推移しており、総合の消費者物価指数は令和8年2月に112.2。生鮮食品を除く食料の消費者物価指数も上昇しており、同年2月には128.5と、前年同月比で5.7%上昇。
- ・消費者世帯における1人当たり1か月間の食料消費支出は名目で約3.1万円となり、前年に比べて5.9%増加。

図10 消費者物価指数



資料：消費者物価指数（令和2(2020)年基準）（総務省）

図11 令和7(2025)年における名目と実質の1人当たり1か月間の食料消費支出の前年同月比



- 注：
- 1) 算出方法は、令和7(2025)年当月金額 ÷ 令和6(2024)年同月 金額 × 100
 - 2) 1)の「金額」について、名目は世帯員数で除した1人当たりのもの。実質は消費者物価指数(令和2(2020)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除き、世帯員数で除した1人当たりのもの

資料：家計調査（総務省）
（全国・用途分類・二人以上の世帯）
等を基に農林水産省作成

1. はじめに

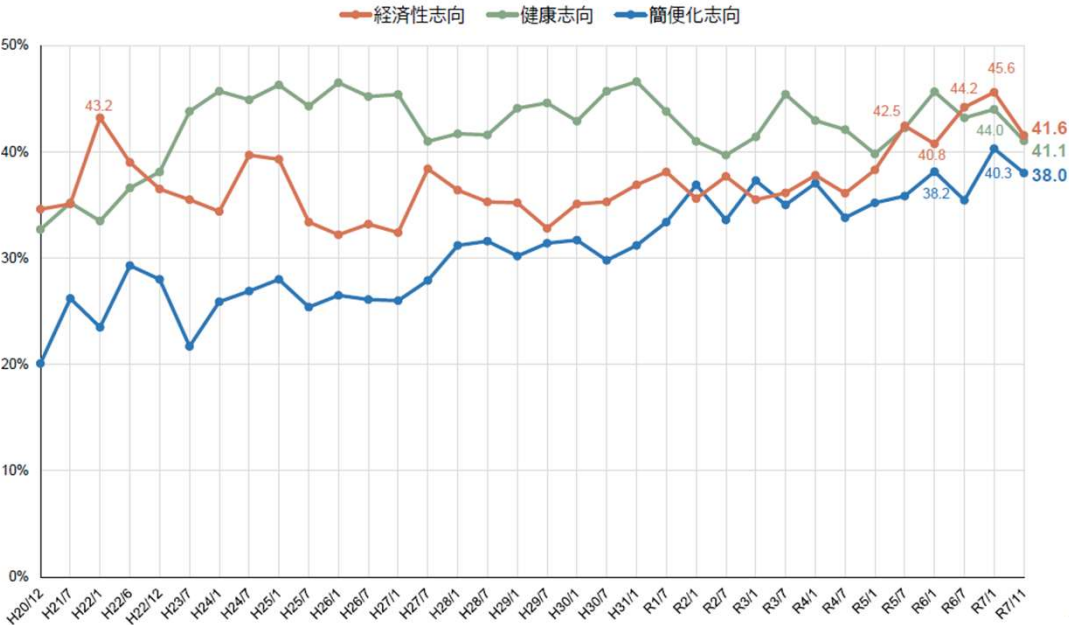
②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

食に関する経済性志向、簡便化志向

- ・食に関する「経済性志向」（41.6%）は、令和 5 年 7 月調査以降、40%超えの高水準を維持。
- ・食に関する「簡便化志向」（38.0%）は過去最高だった前回調査から低下したものの、過去 3 番目に高い割合。

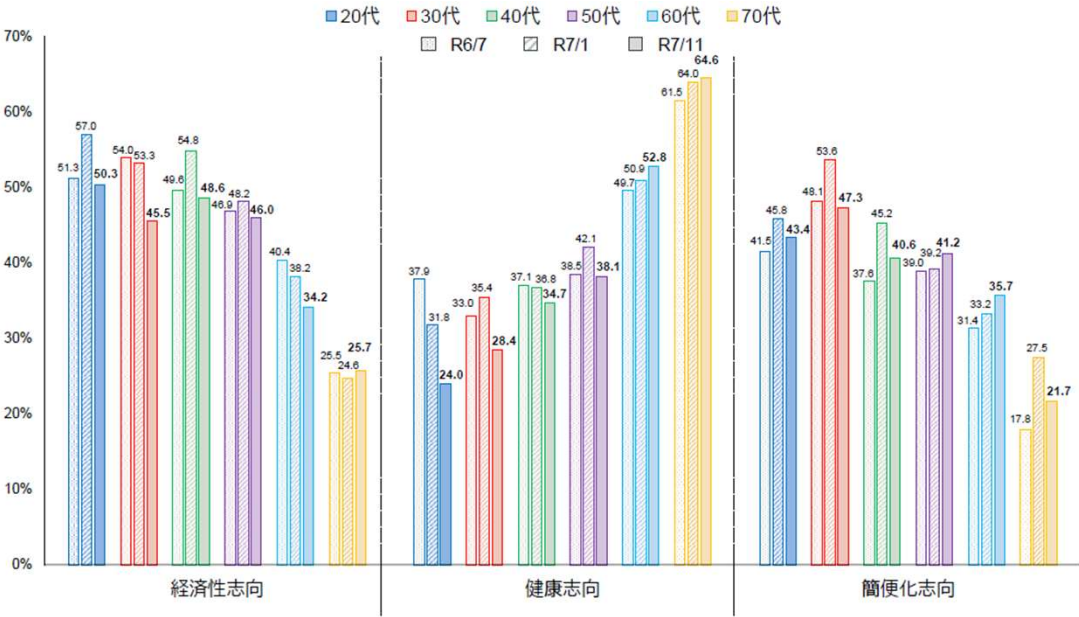
食の志向	定義
経済性志向	食費を節約したい
健康志向	健康に配慮したい
簡便化志向	料理や後片付けの手間・時間を省きたい

図12 食に関する志向（3大志向）の推移



出典：
消費者動向調査(令和 7 年 1 1 月調査)
(日本政策金融公庫)

図13 食に関する志向（3大志向、年代別）



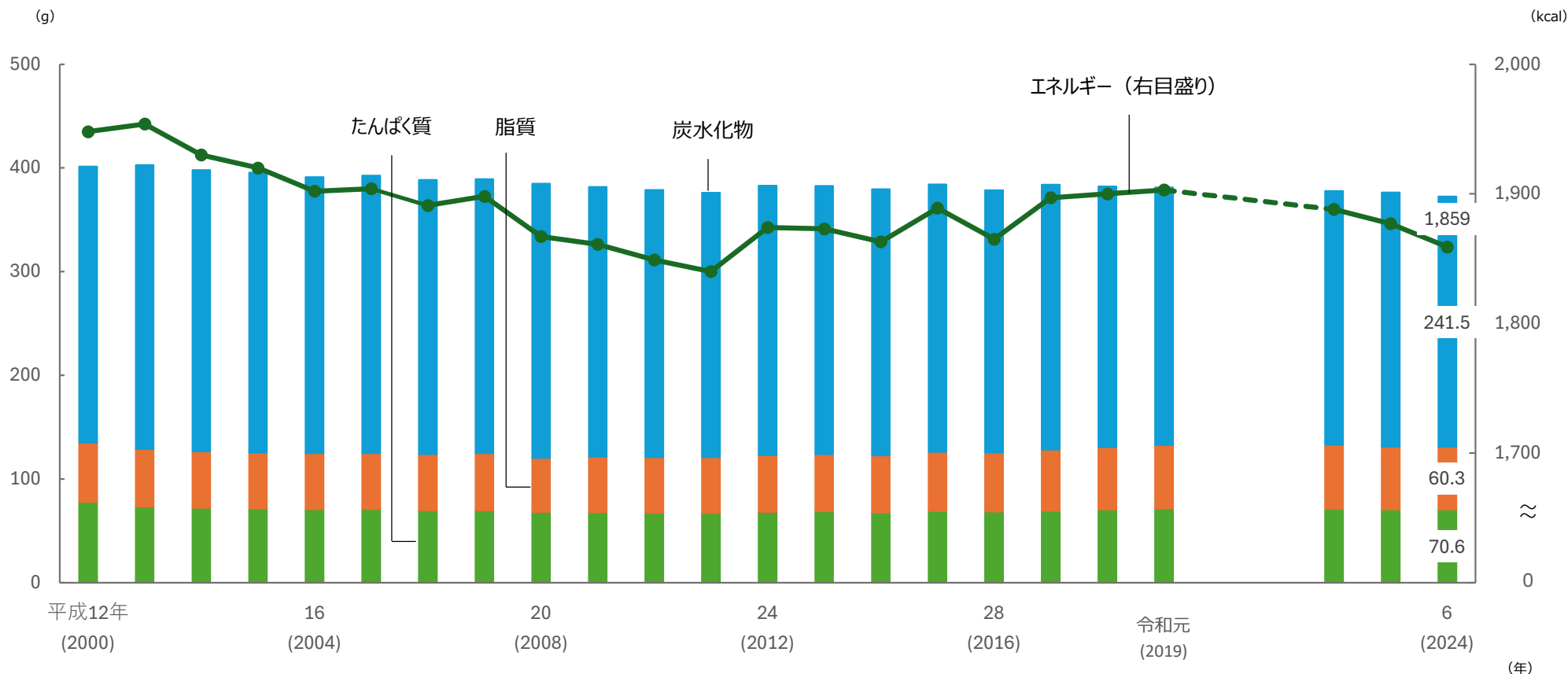
出典：
消費者動向調査(令和 7 年11月調査)
(日本政策金融公庫)

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ

- ・国民1人1日当たりの栄養摂取状況は、令和6(2024)年のエネルギー摂取量が1,859kcalと、平成13(2001)年に比べ95kcal減少
- ・栄養素別では、たんぱく質は70.6gと2.9g減少、脂質は60.3gと5.0g増加、炭水化物は241.5gと32.6g減少。

図14 栄養素等摂取量（1人1日当たりの平均値）



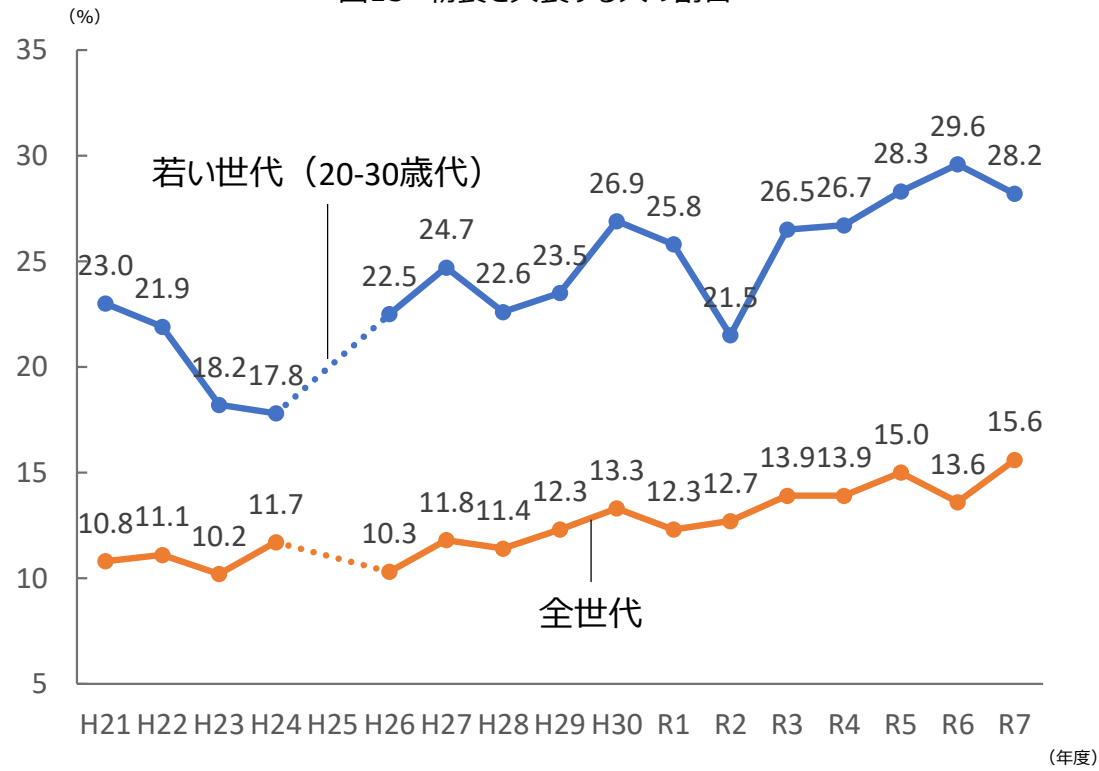
資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成
注：令和2(2020)年、令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ

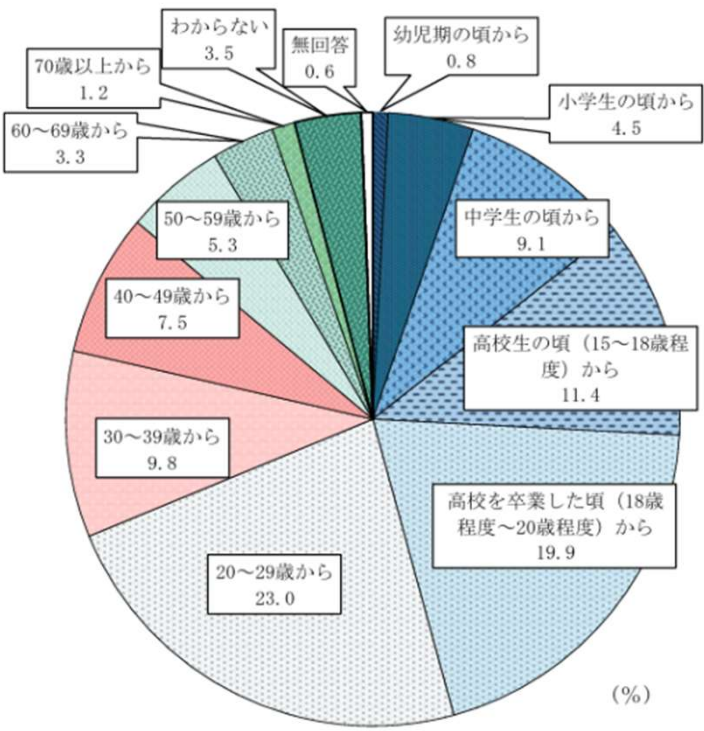
- 朝食を欠食する人の割合は、近年増加しており、特に若い世代（20-30歳代）で欠食する人の割合が高い。
- 朝食を食べないことがあるようになった時期は、「20～29歳から」と回答した人の割合が最も高く、次いで、「高校を卒業した頃（18歳程度～20歳程度）から」。

図15 朝食を欠食する人の割合



資料：食育に関する意識調査（農林水産省）

図16 朝食を食べないことがあるようになった時期



資料：食育に関する意識調査（令和7年度）（農林水産省）

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ

- ・食事全体における食事バランスを表している、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合は、全世代が36.1%に対し、若い世代では23.8%と低く、副菜を組み合わせて食べられていない人の割合が高い。
- ・健全な食生活を心掛けている人の割合はおおむね横ばいで推移。

図17 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合

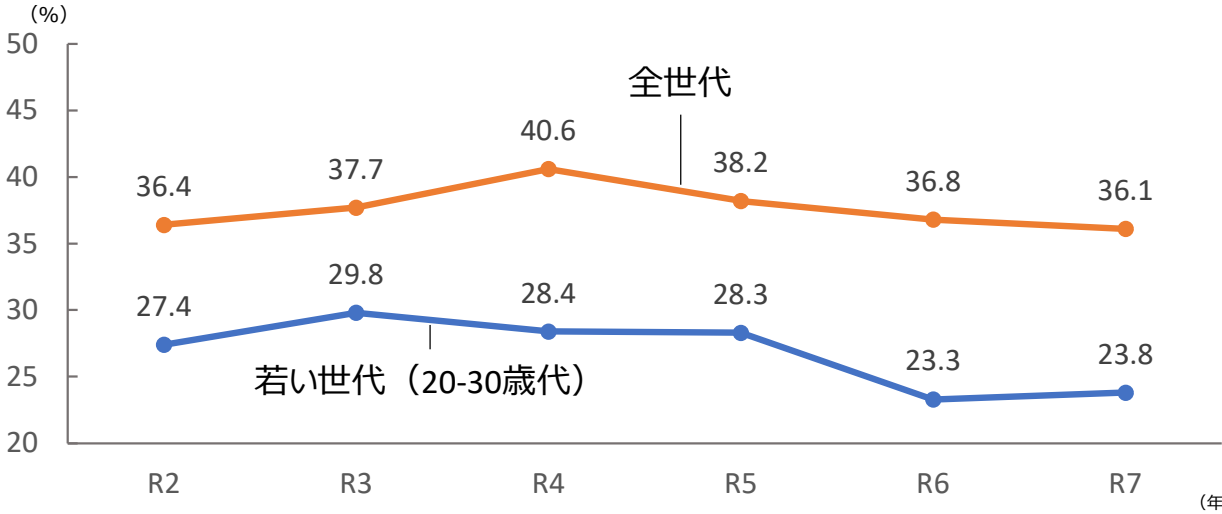
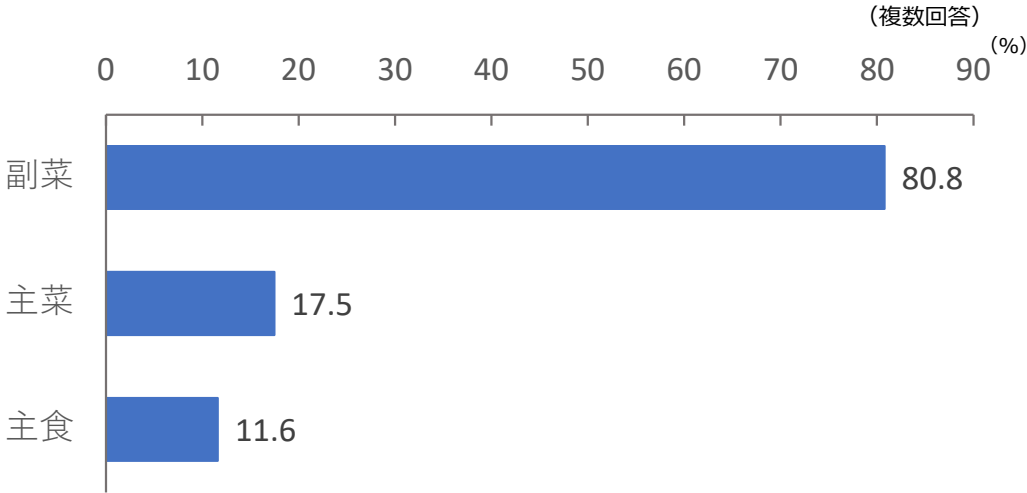
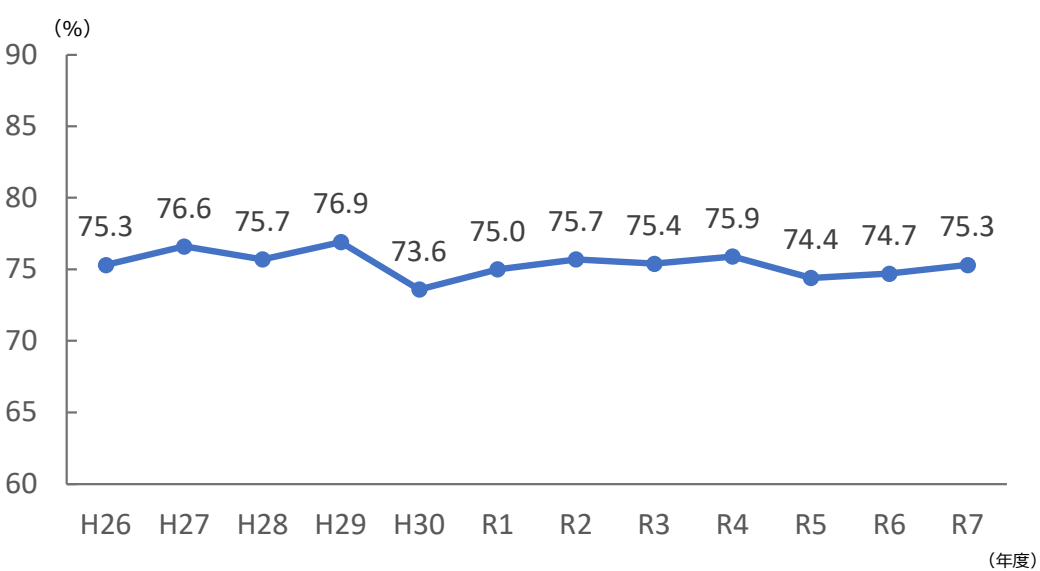


図18 主食・主菜・副菜のうち食べられていないもの



資料：食育に関する意識調査（令和7年度）（農林水産省）

図19 健全な食生活を心掛けている人の割合



資料：食育に関する意識調査（農林水産省）

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

大都市圏への人口集中

- ・人口を都道府県別に見ると、東京都が1,424.6万人と最も多く、全国の11.6%を占め、人口上位8都府県で全国の5割以上（51.7%）を占めている。
- ・2015～2020年に比べ、2020～2025年において、人口増加から減少に転換した都道府県が6県、減少幅が拡大した都道府県が39道府県。
- ・全市町村数のうち、46.1%を市が占め、全国の人口の92.1%を占めている。

図20 都道府県別人口

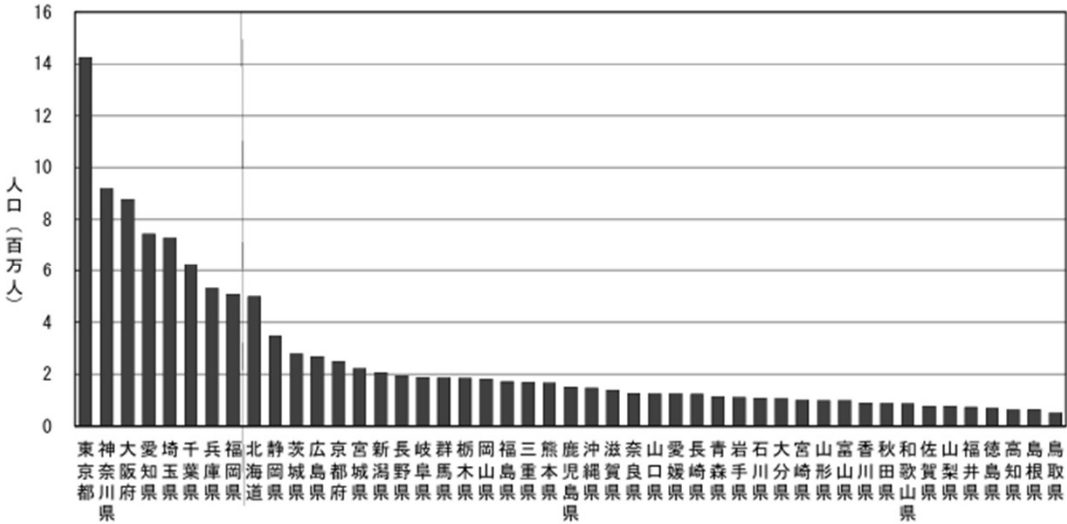


図21 都道府県別人口増減率

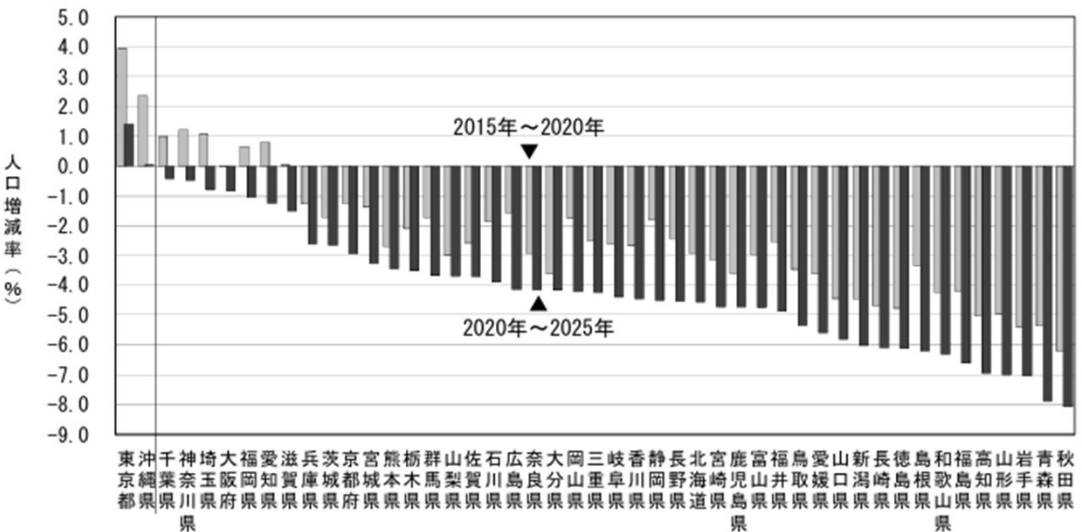
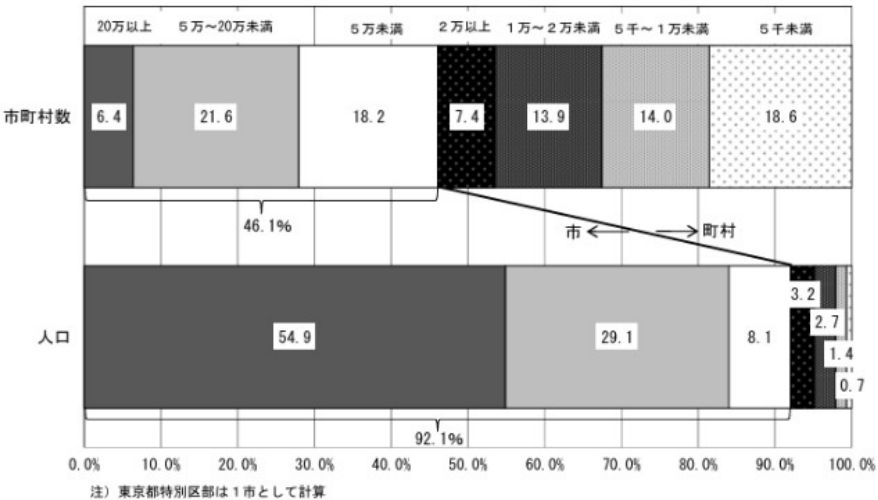


図22 人口階級別市町村数及び人口の割合



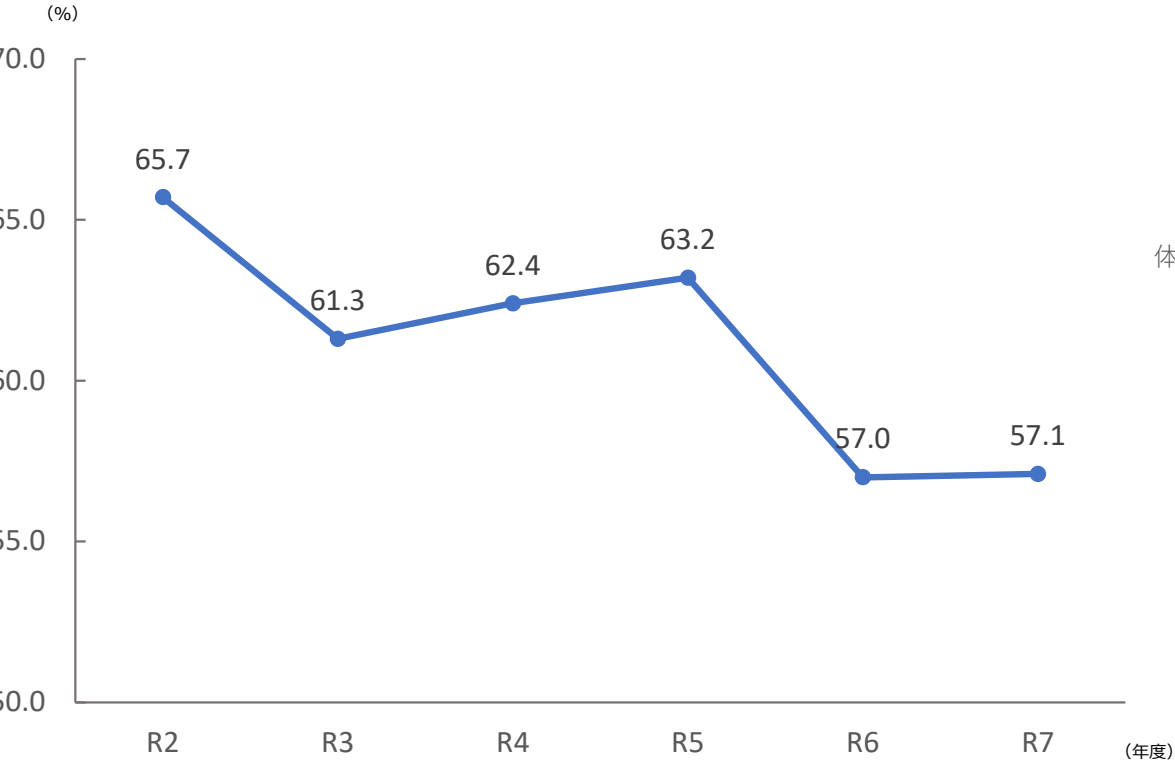
出典：令和7年国勢調査（速報値）（総務省）

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

農林漁業体験

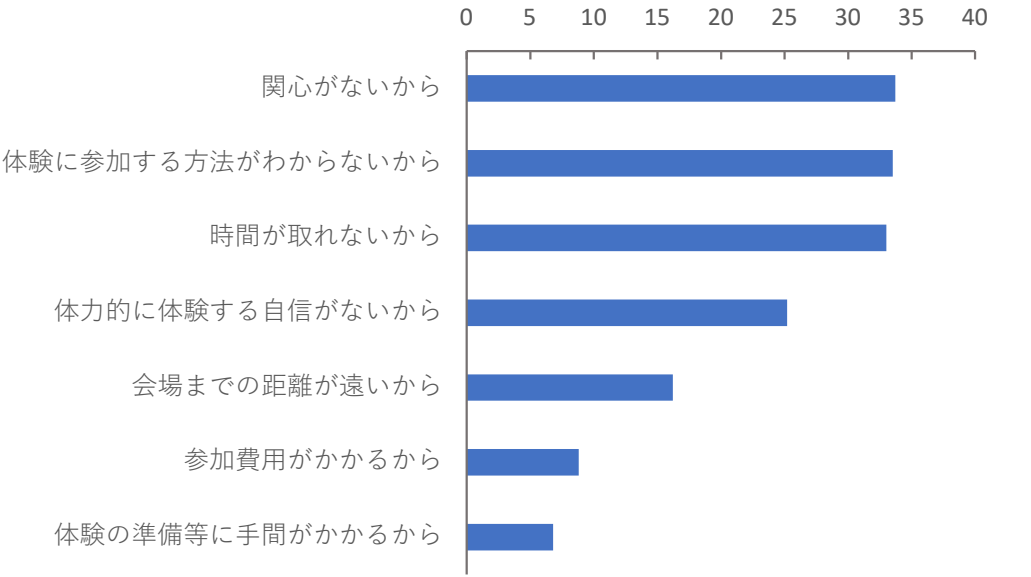
- ・農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合は令和2年度に比べて減少している
- ・参加していない理由としては、「関心がないから」、「体験に参加する方法がわからないから」、「時間が取れないから」と回答した人の割合が高く、若い世代（20～30歳代）では、時間が取れないからと回答した人の割合が最も高い（40.5%）。

図23 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移



資料：食育に関する意識調査（農林水産省）

図24 農林漁業体験に参加していない理由（複数回答）



資料：食育に関する意識調査（令和7年度）（農林水産省）

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化 食料安全保障の考え方

- ・国民に対する食料の安定的な供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて、安定的な輸入及び備蓄の確保を図る。
- ・近年、世界的な人口増加による食料需要の増加、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化など、世界の食料需給を不安定化させるリスクが高まっている。

世界の食料安全保障に関するリスクの高まり

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで

- ・単収の増加
- ・収穫面積の増加（森林の開発等）

により対応してきたが、さらなる増加には限界

その一方

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、被害の激甚化

干ばつ、高温等による
世界同時不作等

家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等による生産、輸入への影響

新たな感染症の発生リスクの高まり

感染症による国内外の物流・サプライチェーンへの影響

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や肥料貿易の制限・規制等

穀物等の畜産需要や非食用需要の増加

新興国・途上国の畜産需要や、バイオ燃料需要の増加

輸入競争の激化

需給ひっ迫時の
買い負けリスク

（１）平時における取組

①国内の農業生産の増大

- ・食料自給力の確保（担い手の確保や農地の集積・集約化等）
- ・生産性の向上（農業生産基盤の整備・保全、先端技術の開発・普及）
- ・付加価値の向上、輸出の促進 等

②安定的な輸入の確保

- ・我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資促進
- ・二国間の政府間対話
- ・国内における官民の情報共有 等

③総合的な備蓄の推進

- ・国内に存在する備蓄を官民トータルで把握 等

（２）不測時における取組

食料供給困難事態対策法に基づく供給確保対策

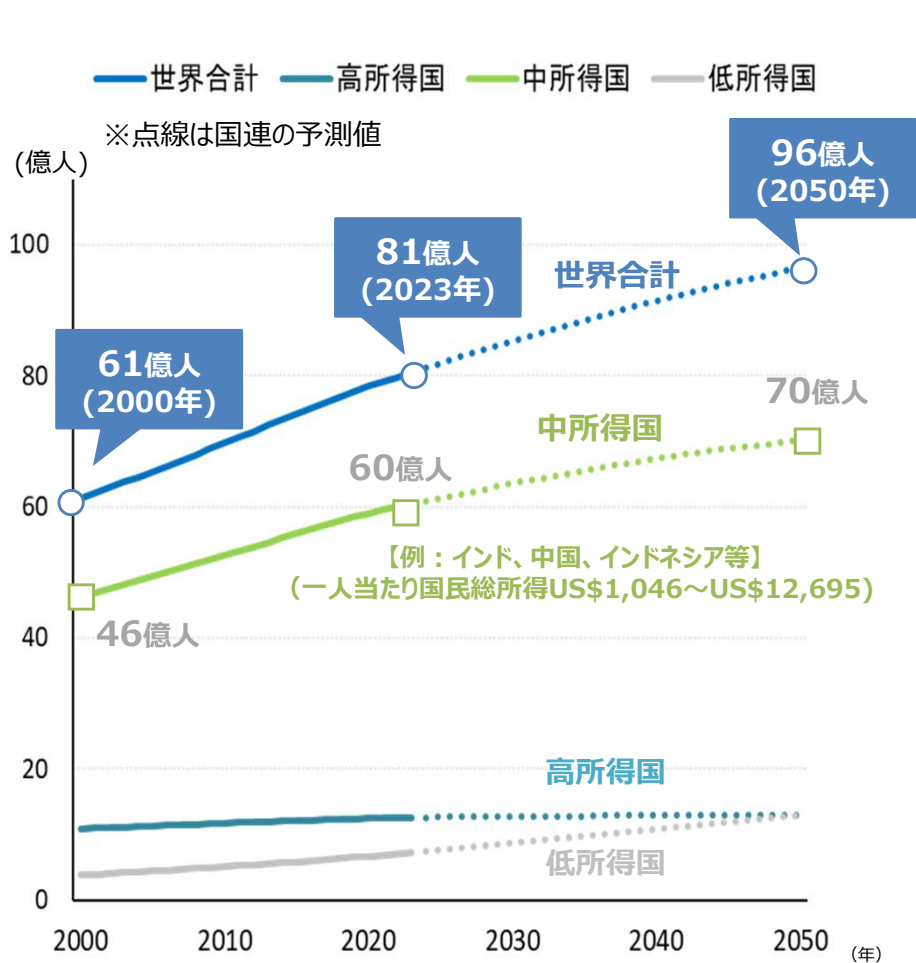
- ・政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施
- ・事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な対策を行う
- ・事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重し、事態の解消が困難な場合に限り、出荷販売の調整・輸入の促進等の措置を講じる。

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

世界的な食料需要の増加

- ・2000年当時に約60億人であった世界人口は、2023年には約81億人に到達。2050年に約96億人になると予測され、基本的な食料需要が増加。
- ・新興国を中心に経済が成長し国民1人当たり所得が向上するにつれて、それらの国の食生活の変化とともに肉類・油脂類の消費量が増加。それに伴い、畜産物とその生産に必要な穀物や、油脂類の生産に必要な油糧用作物等の生産が増加。

図25 世界人口の推移



資料: UN World Population Prospects 2024より作成

図26 肉類・植物油等の供給量 (需要量) の推移

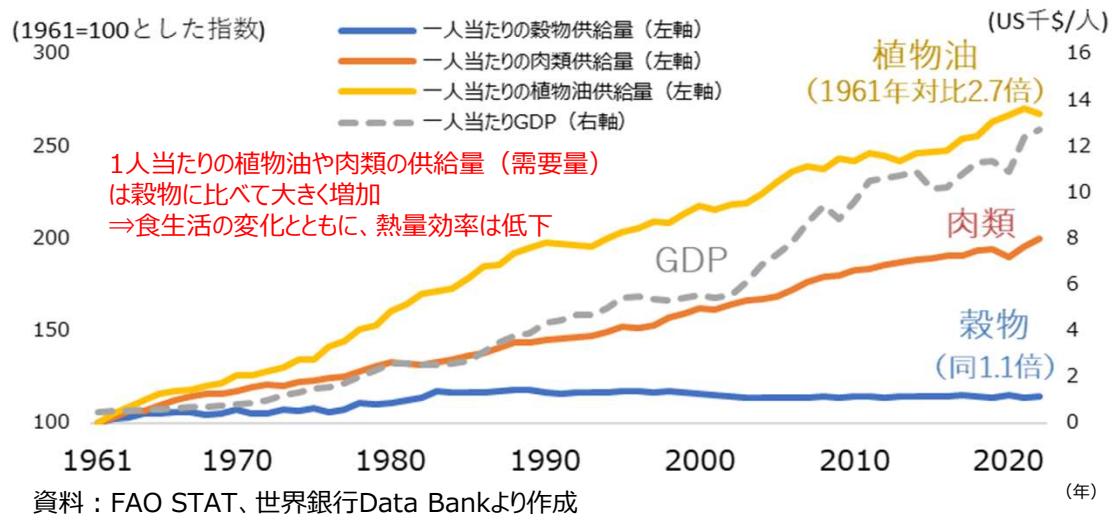
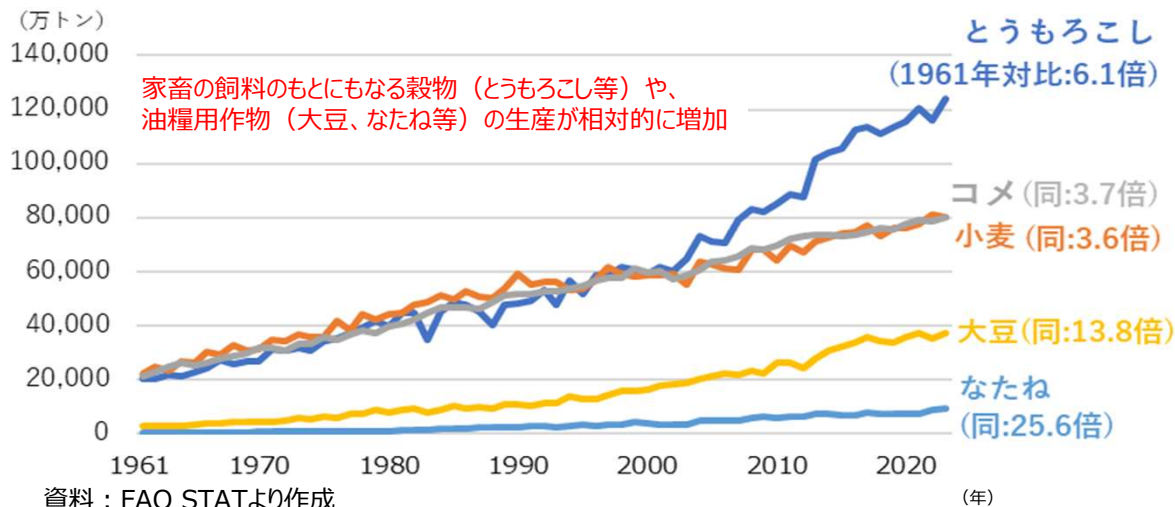


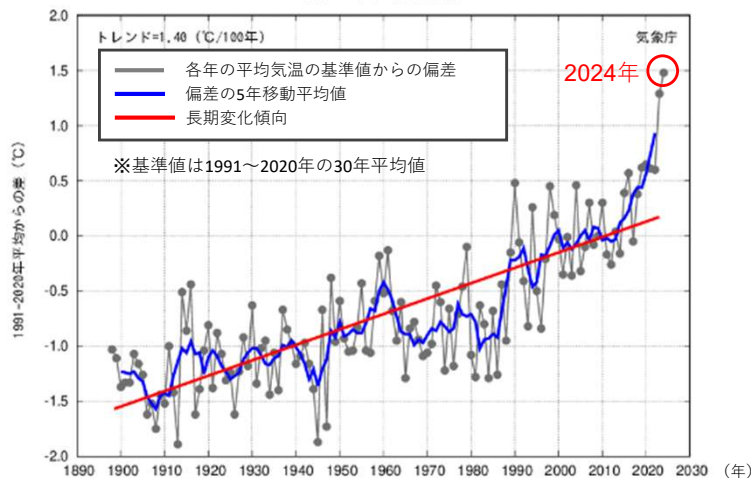
図27 穀類等の生産量の推移



1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化 気候変動の影響

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で上昇。
- 2024年の日本の年平均気温は、1898年の統計開始以降、最も高い値。
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下などが既に発生。
- 降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野の被害も甚大。

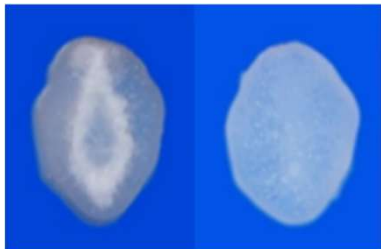
図28 日本の年平均気温偏差の経年変化



年平均気温は長期的に上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻出

農産物への気候変動の影響

- ・ 水稲：高温による品質の低下
- ・ りんご：成熟期の着色不良、着色遅延

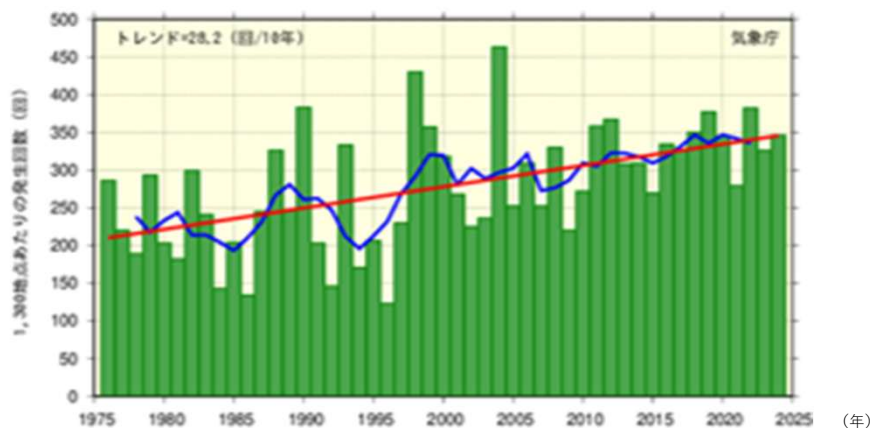


白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



成熟終期 1カ月間の温度を
17℃(上)、22℃(中)、27℃(下)
で管理したりんごの着色状況

図29 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



2015年～2024年の10年間の平均年間発生回数は約334回
1976年～1985年と比較し、約1.5倍に増加

農業分野の被害



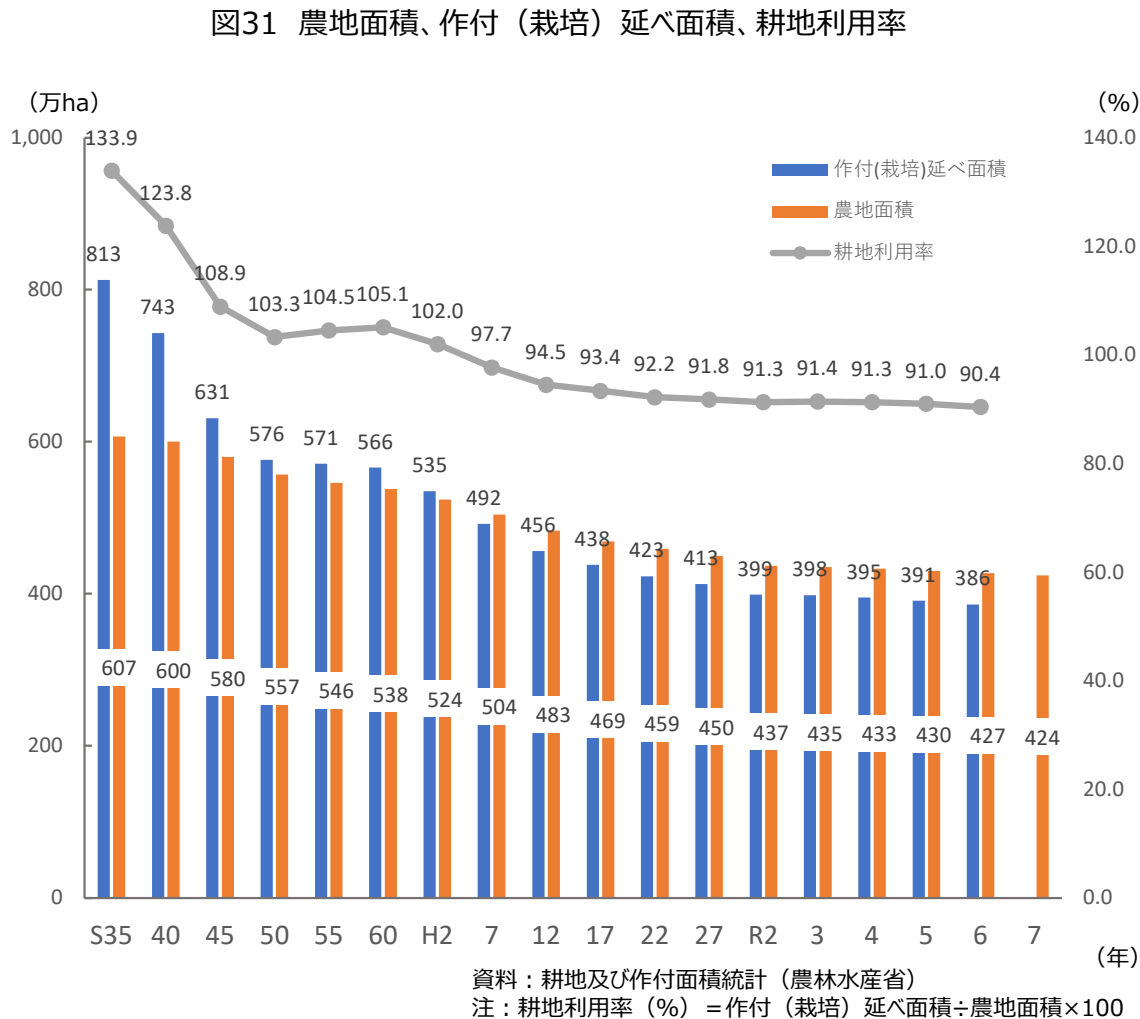
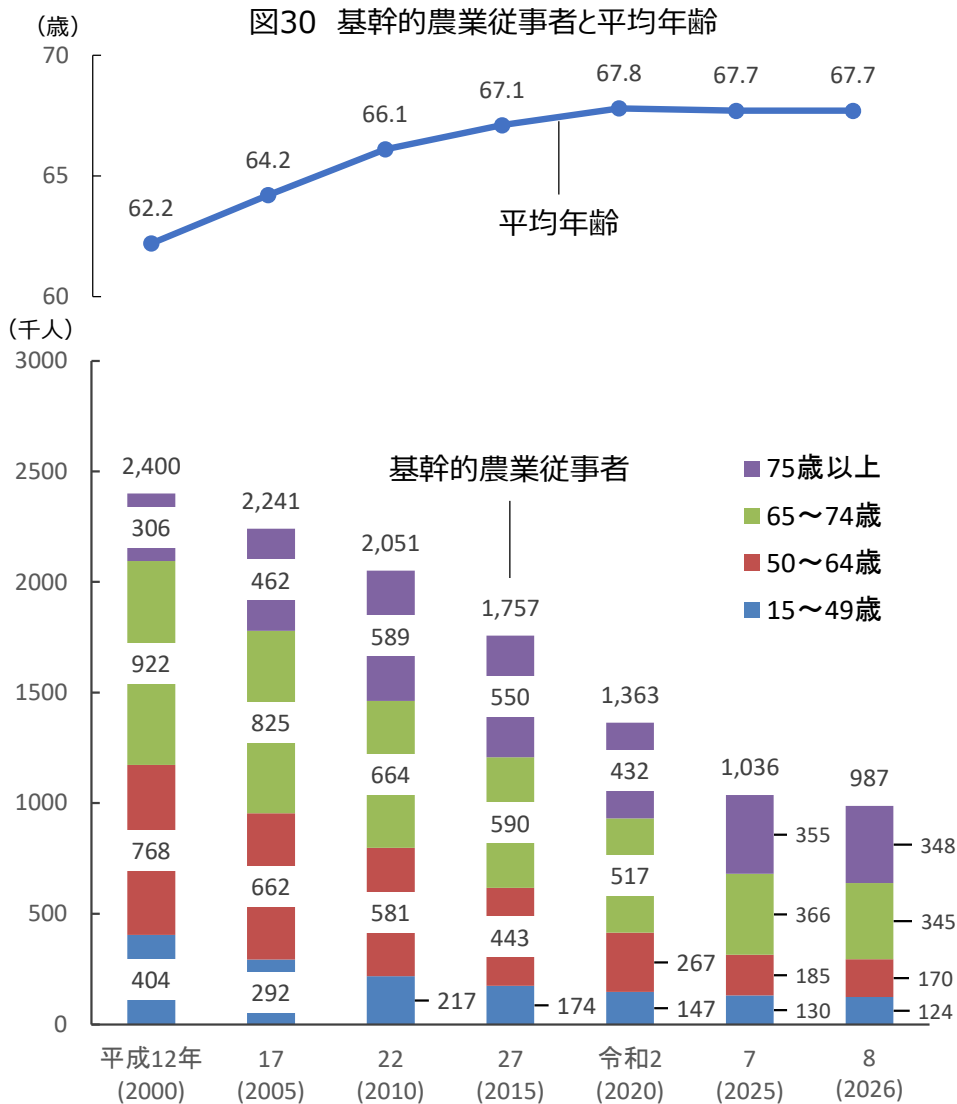
河川氾濫によりネギ畑が冠水(令和5年7月秋田県能代市)



被災したガラスハウス(令和元年房総半島台風)

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化 農林漁業者の減少・高齢化等

- ・基幹的農業従事者数は、令和8年は98.7万人となり、平成12年と比べると約半数未満に減少。平均年齢は67.7歳。
- ・令和7年の農地面積は424万haと、前年に比べ3万3千ha減少。作付（栽培）延べ面積も減少傾向が続いており、令和6年の耕地利用率は90.4%と、前年に比べ0.6ポイント低下。



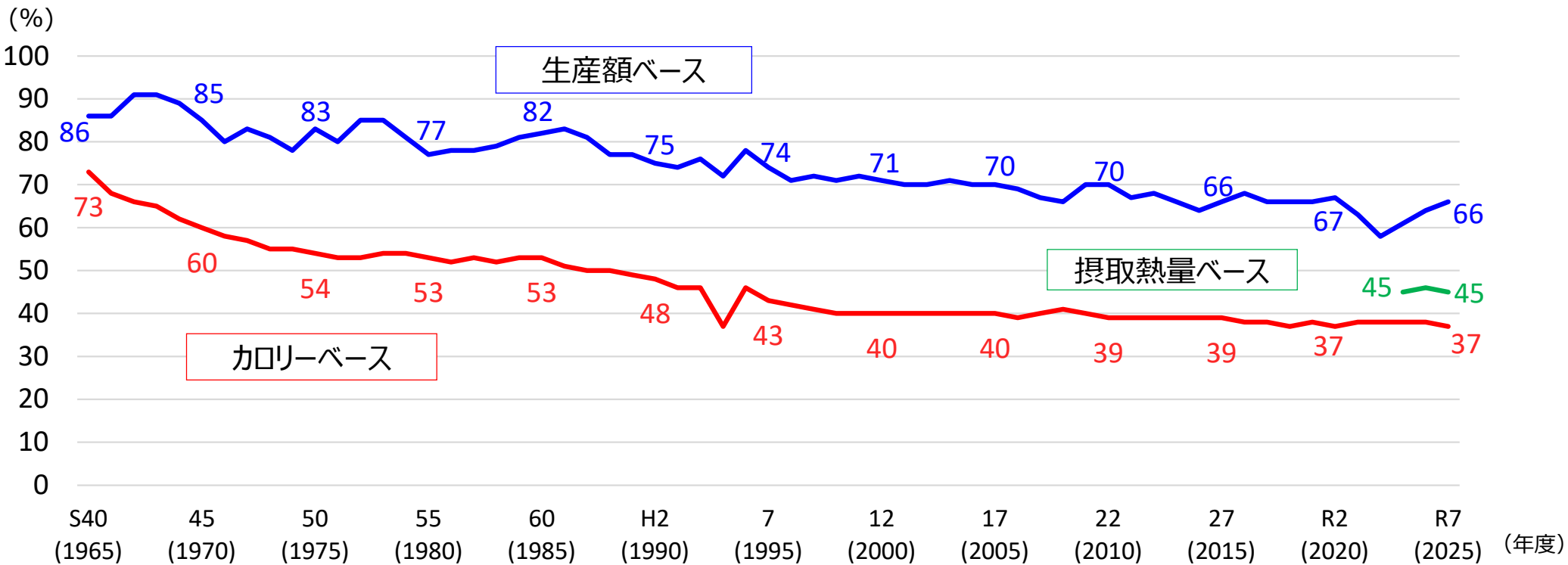
資料：農林業センサス（農林水産省）、令和8年農業構造動態調査（農林水産省）
注：1）各年2月1日時点の数値。ただし、平成12（2000）、17（2005）年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2）平成22（2010）年までは販売農家の数値

1. はじめに ②食や農林漁業を取り巻く状況の変化

総合食料自給率

- ・食料自給率は、長期的に見ると、米の消費が減少する一方で畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、低下傾向が続いてきたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移。
- ・令和7年度食料自給率は、カロリーベース食料自給率が37%、生産額ベース食料自給率が66%、摂取熱量ベース食料自給率が45%。

図32 食料自給率の長期的推移



資料：食料需給表（農林水産省）

1. はじめに ③食料・農業・農村基本法の改正

他方で、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、消費者の日々の行動変容につながる食育の取組の強化が重要となっている。

1. はじめに ③食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）改正の概要

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が大きく変化していること**を受け、**令和6年常会に改正法案を提出し、令和6年5月29日に成立。**
- 本改正法は、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を規定。**

改正食料・農業・農村基本法の規定

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、**人間の生命の維持に欠くことができないもの**であり、かつ、**健康で充実した生活の基礎として重要なものであること**に鑑み、将来にわたって、**食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）**の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

（消費者の役割）

第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、**食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めること**によって、**食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。**

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（令和6年4月18日衆議院農林水産委員会、令和6年5月28日参議院農林水産委員会）（抄）

- （略）また、**食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。**

1. はじめに ④食育基本法の改正

このような食や農林漁業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育むとともに、食料安全保障の確保にも資するよう、農林水産業の生産現場等に対する消費者の関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも、国や地方公共団体による取組とともに、学校や企業、地域等を中心にボランティアをはじめとする食育の推進に携わる人材等の多様な関係者等と連携・協働し、食育の実効性を高め、あまねく全国でライフステージに応じた間断ない食育を国民運動として十分に展開することが重要である。

くわえて、食育の推進によって、日常の食は自身の健康とのつながりのみではなく、食料生産や地球環境と関係していることを、改めて国民が自覚し、社会全体としてそれらの調和を図りつつ、個人や社会全体の豊かさやウェルビーイング向上等につながるものと捉えていくことも必要である。

このため、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するために、食育基本法の一部を改正する法律（令和8年法律第24号）が、令和8年5月27日に公布・施行された。

改正後の食育基本法の基本理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和8年度からおおむね5年間を計画期間とする第5次食育推進基本計画を作成する。

1. はじめに ④食育基本法の改正 改正食育基本法の概要

一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

(1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加

(2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCAサイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

4 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

5 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

(公布日施行)

1. はじめに ④食育基本法の改正 改正食育基本法のポイント

<背景>

- ・平成17年（2005年）に**食育基本法が制定され20年**、食や農を取り巻く環境が大きく変わり、**令和6年（2024年）に食料・農業・農村基本法が改正**され、食料安全保障の確保を図るため、**消費者の役割が拡充**された。
- ・消費者が農林水産物の生産にかかるコストを理解して負担したり、地場産品・国産品を選ぶようになるための「食育」を中長期でしっかり取り組むべき必要がある。
- ・また、**食卓と農の現場の距離の広がり**や、「**大人**」世代における**栄養バランスの偏り・食習慣の乱れ**が生じている現状がある。

改正のポイント

1.食料安全保障の確保

食育が食料安全保障の確保にも資するものである旨、目的規定と基本理念に追加するとともに、**食料の合理的な価格の形成についての理解**に係る記載を追加（第1条、第7条関係）

2.学校等における食育の強化

食育の指導にふさわしい職員として**栄養教諭を例示**し、学校等における食育の強化に必要な施策の例に「**農林漁業教育**」を追加するとともに、**外部人材の活用**の規定を新設（第20条第1項、新第2項関係）

3.大人の食育運動の推進

大人の食育運動の推進のため、成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進に係る規定を新設（新第20条の2関係）

4.食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立

食育の推進において**PDCAサイクルを回して取り組むため**、**目標の達成状況の毎年の調査・公表**や、おおむね**5年ごとの食育推進基本計画の変更**の規定を追加（第16条新第4、5項関係）

その他

地方公共団体の取組の「見える化」の規定の新設（新18条の2関係）、**国及び地方公共団体内部相互／関係者相互の連携**にかかる規定の新設（新13条の2関係）、**個人の取組の成果の「見える化」**の支援に係る規定の新設（新21条の2関係）など

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定（目標・指標・目標値）

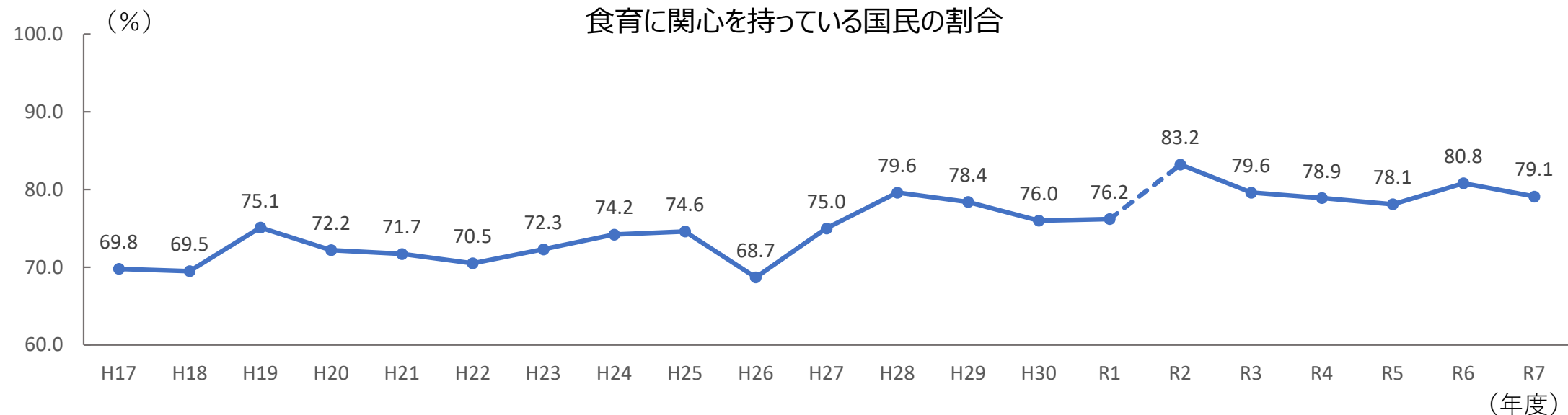
国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

		現状値 (令和7(2025)年度)	目標値 (令和12(2030)年度)
<指標>			
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%	90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合	6.4%	5%以下
	・朝食を欠食する若い世代の割合	28.2%	25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合	36.1%/23.8%	45%以上/30%以上
	・食塩/野菜/果物摂取量の平均値	9.6g/258.7g/78.1g (令和6(2024)年度)	7g/350g/200g (令和14(2032)年度)
	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や 減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%	70%以上
	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%	55%以上
農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合	57.1%/45.5%	60%以上/50%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	66.0%	70%以上
	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%	60%以上
食品ロス削減のための行動をする	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77.2%	80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%	75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

<指標>			
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数	月14.1回	月15回以上
	・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を 現状値(令和7年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.1%	75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合	48.8%	55%以上
	・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	54.7%	60%以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	30.3万人 (令和6(2024)年度)	31万人以上
推進計画を作成・実施している市町村を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合	92.9%	100%

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 食育に関心を持つ



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

注：令和2（2020）年度より調査方法に変更があるため単純に比較できない

<設定の必要性>

食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、そのためにはまず、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：あなたは、「食育」に関心がありますか、それとも関心がありませんか。

「1 関心がある」「2 どちらかといえば関心がある」「3 どちらかといえば関心がない」「4 関心がない」

集計：「1 関心がある」または「2 どちらかといえば関心がある」と回答した人を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

2次計画：食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

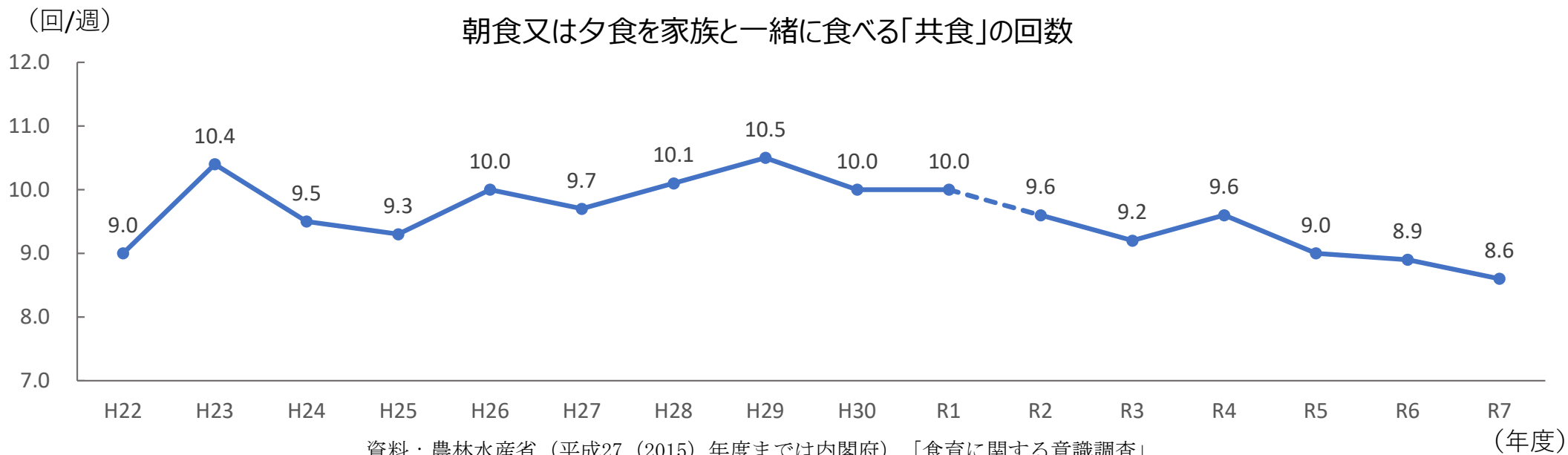
3次計画：食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

4次計画：食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「90%以上」に設定する

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」
注：令和2（2020）年度より調査方法に変更があるため単純に比較できない

<設定の必要性>

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点である。共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもなり、家庭における共食の取組を推進していくことが重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：家族と一緒に食べることはどのくらいありますか。次の朝食、夕食それぞれについてこの中から1つ選んでください。

「1 ほとんど毎日」「2 週に4～5日」「3 週に2～3日」「4 週に1日程度」「5 ほとんどない」

集計：「1 ほとんど毎日食べる」を週7回、「2 週に4～5日食べる」を週4.5回、「3 週に2～3回食べる」週2.5回、「4 週に1日程度食べる」週1回とし、それぞれ朝食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 週10回以上

3次計画：

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 週11回以上

4次計画：

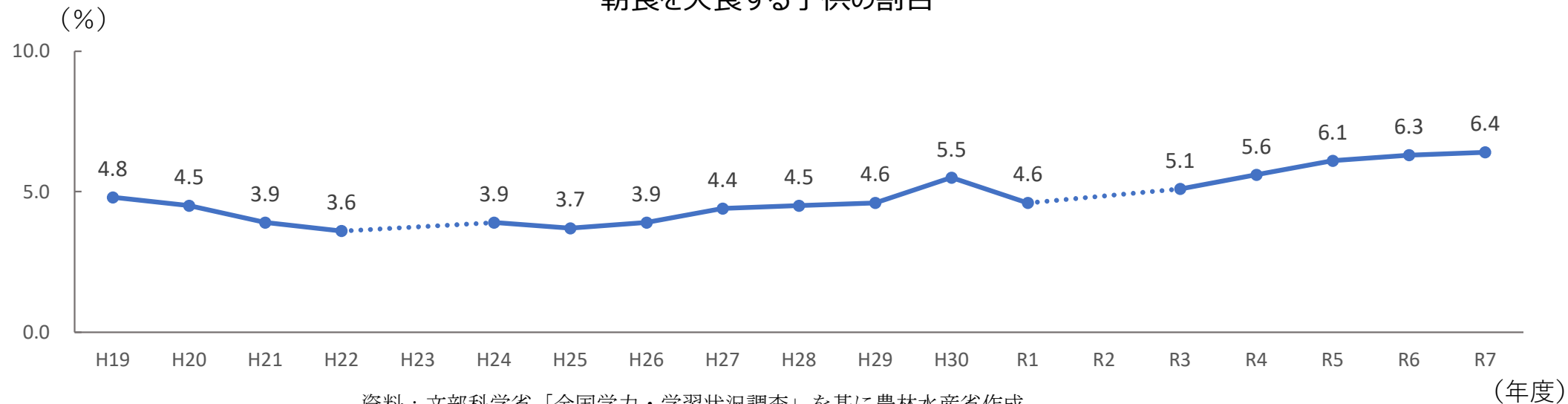
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 週11回以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、家庭における共食を週1回程度増やすことを目安として、目標値を「週10回以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 朝食の欠食を減らす①

朝食を欠食する子供の割合



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」を基に農林水産省作成
注：小学校6年生が対象
注：令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

<設定の必要性>

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な食習慣を身に付ける観点から重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

設問：あなたは、生活の中で次のようなことをしていますか。朝食を毎日食べている。

- 「1 している」「2 どちらかといえば、している」「3 あまりしていない」
「4 全くしていない」

集計：「3 あまりしていない」「4 全くしていない」と回答した子供(小学6年生)を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

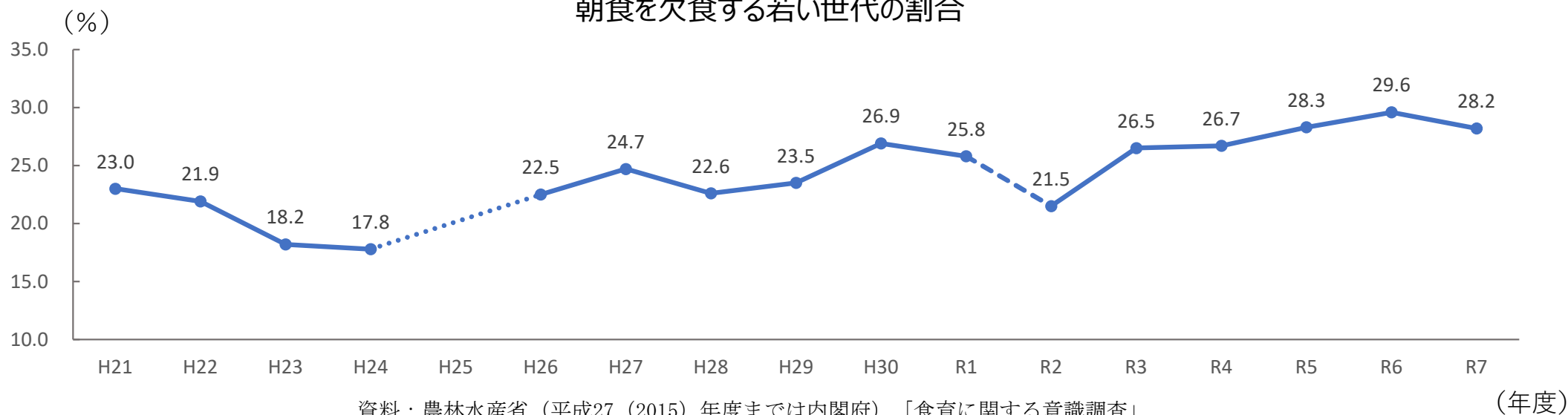
- 1次計画：朝食を欠食する国民の割合 こども 0%
- 2次計画：朝食を欠食する国民の割合 こども 0%
- 3次計画：朝食を欠食する子供の割合 0%
- 4次計画：朝食を欠食する子供の割合 0%

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、朝食欠食率が低い上位10都道府県の平均値(約4.9%)を踏まえ、目標値を「5%以下」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 朝食の欠食を減らす②

朝食を欠食する若い世代の割合



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

注：「若い世代」は、20～39歳が対象

注：令和2（2020）年度より調査方法に変更があるため単純に比較できない

<設定の必要性>

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な食習慣を身につける観点から重要であり、20歳代及び30歳代の若い世代は、朝食欠食の割合が依然として高く、加えて、次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：あなたはふだん朝食を食べますか。

「1 ほぼ毎日」「2 週に4～5日」「3 週に2～3日」「4 ほとんどない」

集計：「3 週に2～3日」、「4 ほとんどない」と回答した若い世代（20歳代及び30歳代）を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：

朝食を欠食する国民の割合（20・30歳代の男性） 15%以下

2次計画：

朝食を欠食する国民の割合（20・30歳代の男性） 15%以下

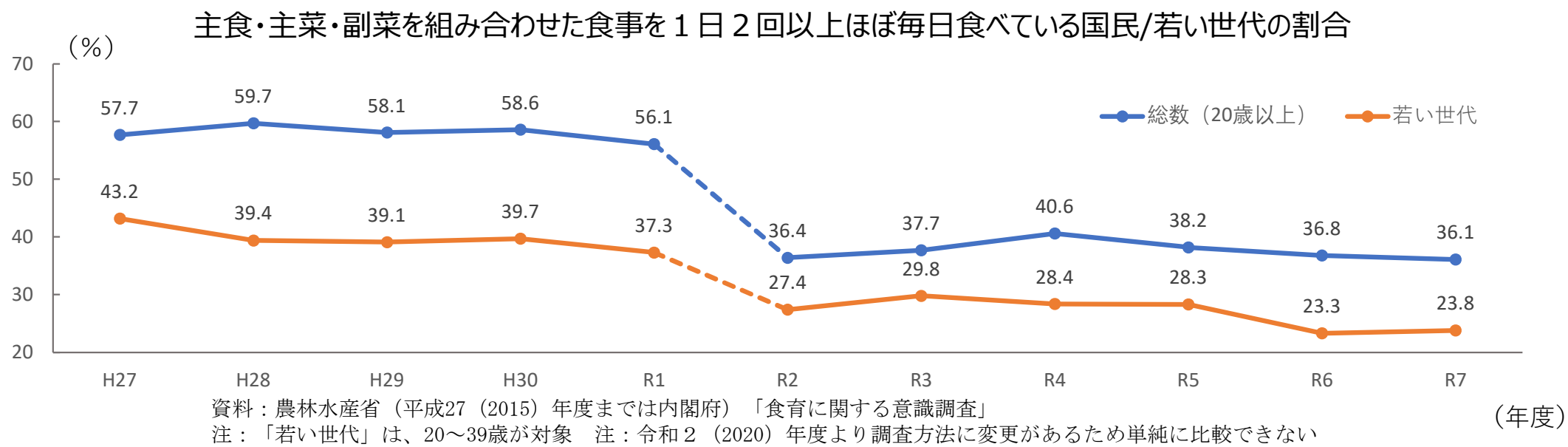
3次計画：朝食を欠食する若い世代の割合 15%以下

4次計画：朝食を欠食する若い世代の割合 15%以下

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、目標値を「25%以下」に設定する

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する①



<設定の必要性>

生涯にわたって健全な心身を培い健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要であり、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は良好な栄養素摂取量、栄養状態につながることが報告されているため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：主食（ごはん、パン、麺など）・主菜（肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理）・副菜（野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理）を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。

「1 ほぼ毎日」「2 週に4～5日」「3 週に2～3日」「4 ほとんどない」

集計：「1 ほぼ毎日」と回答した人/若い世代（20歳代及び30歳代）を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：

「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合 60%以上

2次計画：

栄養バランスに配慮した食生活を送っている国民の割合 60%以上

3次計画：

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合/若い世代の割合 70%以上/55%以上

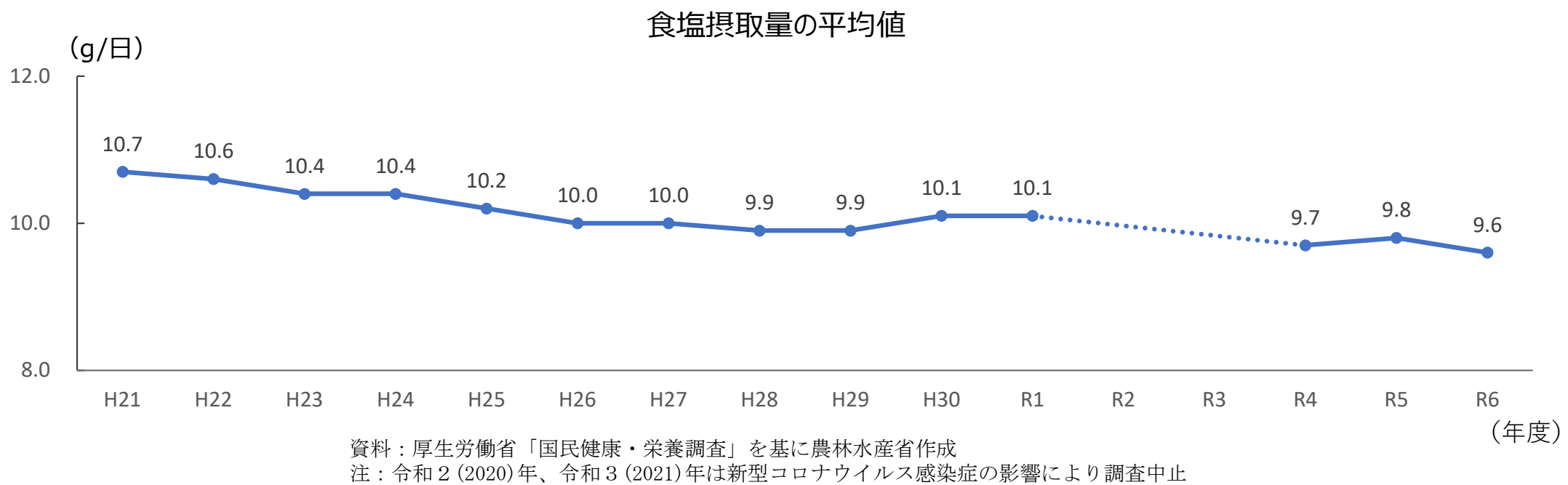
4次計画：

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合/若い世代の割合 50%以上/40%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画において、国民については目標値を「45%以上」に、若い世代については目標値を「30%以上」に設定する

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定
(個人目標) 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する②



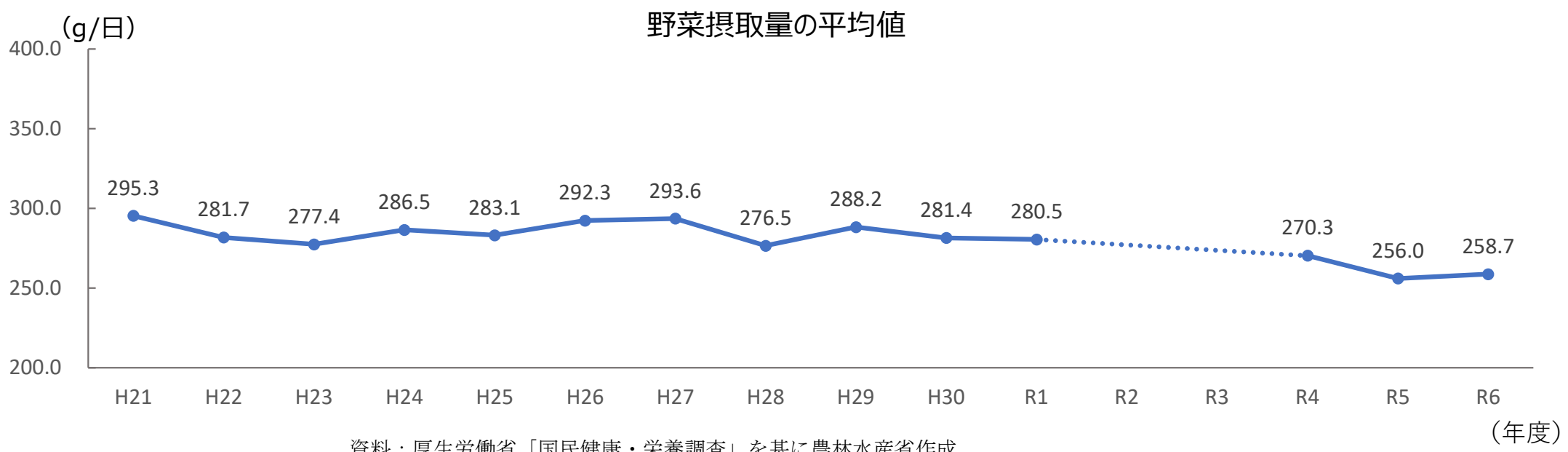
＜設定の必要性＞
食塩の過剰摂取により、胃がんのリスクが増加するなど、非感染症疾患との関係が報告されており、日本における栄養課題の一つであることから、減塩に関する取組を推進する必要があるため。

＜データソースと調査項目＞
データソース：「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）
設問・集計：国民健康・栄養調査の栄養摂取状況調査において把握

＜これまでの設定状況＞
1次計画：設定なし
2次計画：設定なし
3次計画：設定なし
4次計画：1日当たりの食塩摂取量の平均値 8g以下

＜目標値の設定＞
健康日本21（第三次）において、目標値を「7g」（令和14年度）としているため、同様に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する③



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成
注：令和2(2020)年、令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

<設定の必要性>

野菜の摂取量を増やすことにより、循環器病死亡率が低下することが報告されており、野菜摂取量の増加に関する取組を推進する必要があるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）
設問・集計：国民健康・栄養調査の栄養摂取状況調査において把握

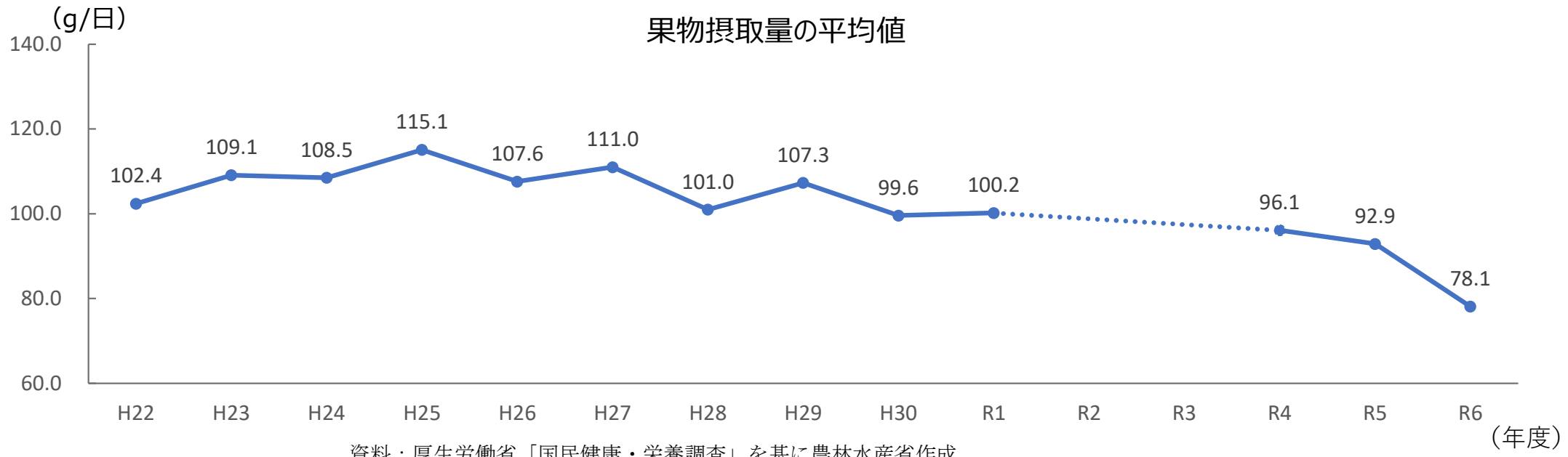
<これまでの設定状況>

- 1次計画：設定なし
- 2次計画：設定なし
- 3次計画：設定なし
- 4次計画：1日当たりの野菜摂取量の平均値 350g以上

<目標値の設定>

健康日本21（第三次）において、目標値を「350g」（令和14年度）としているため、4次計画に引き続き、同様に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する④



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成
注：令和2(2020)年、令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

＜設定の必要性＞

果物の摂取は、生活習慣病の発症リスク低下との関連が報告されており、日本人における果物摂取量の増加は、食生活改善の重要な課題の一つであり、果物摂取量の増加に関する取組を推進する必要があるため。なお、目標項目については、健康日本21（第三次）に合わせた形で修正。

＜データソースと調査項目＞

データソース：「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）

設問・集計：国民健康・栄養調査の栄養摂取状況調査において把握

＜これまでの設定状況＞

1次計画：設定なし

2次計画：設定なし

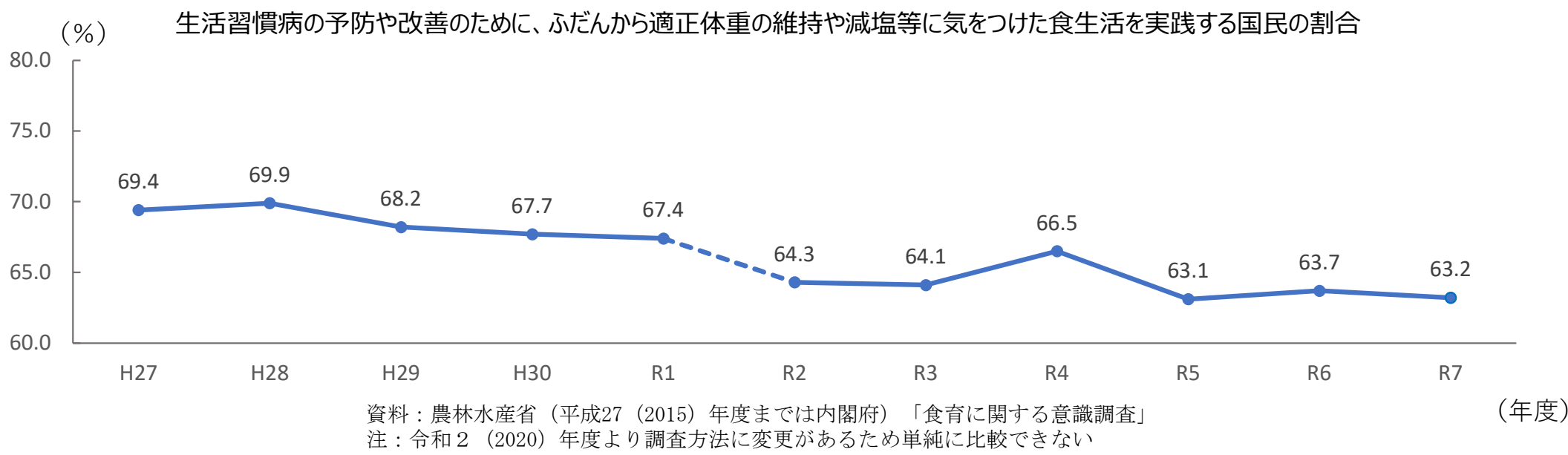
3次計画：設定なし

4次計画：
1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合 30%以下

＜目標値の設定＞

健康日本21（第三次）において、目標値を「200g」（令和14年度）としているため、同様に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する⑤



<設定の必要性>

生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要である。しかし、エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養素等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れ、それに起因する肥満、やせ、低栄養等、生活習慣病につながる課題は、改善するまでに至っていないため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）
設問：生活習慣病の予防や改善のために、あなたは、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。
「1 いつも気をつけて実践している」「2 気をつけて実践している」
「3 あまり気をつけて実践していない」「4 全く気をつけて実践していない」
集計：「1 いつも気をつけて実践している」または「2 気をつけて実践している」と回答した人を該当者として集計。

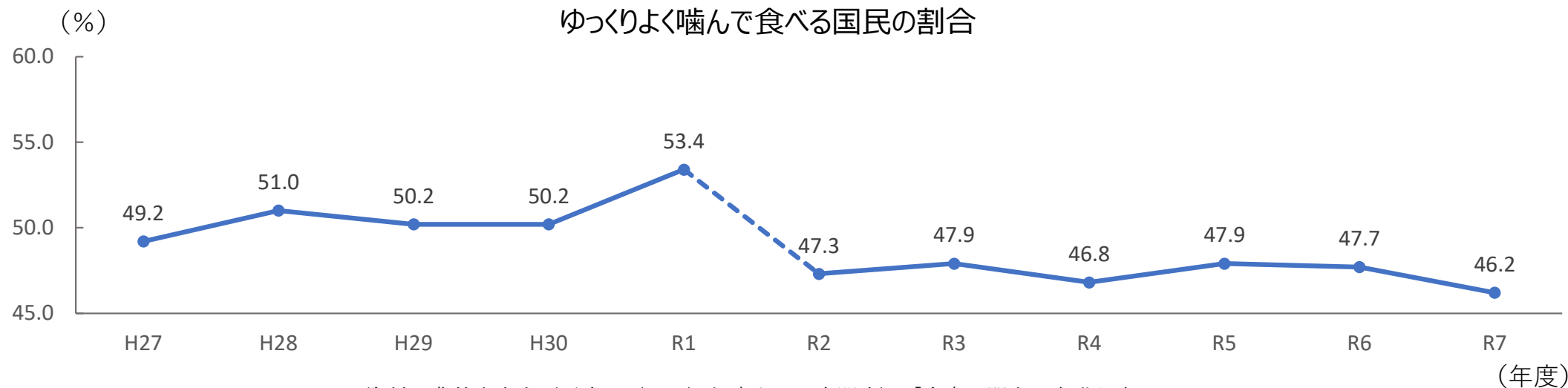
<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、目標値を「70%以上」に設定する。

<これまでの設定状況>

- 1次計画：
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合 80%以上
- 2次計画：
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合 50%以上
- 3次計画：
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合 75%以上
- 4次計画：
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合 75%以上

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) ゆっくりよく噛んで食べる



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

注：令和2（2020）年度より調査方法に変更があるため単純に比較できない

<設定の必要性>

国民が健やかで豊かな生活を送るには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが必要であり、健康寿命の延伸のために噛み方や食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させた食育が重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

調査：あなたは、ふだんゆっくりよく噛んで食べていますか。

「1 ゆっくりよく噛んで食べている」「2 どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」「3 どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない」「4 ゆっくりよく噛んで食べていない」

集計：「1 ゆっくりよく噛んで食べている」または「2 どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」と回答した人を該当者として集計

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合 80%以上

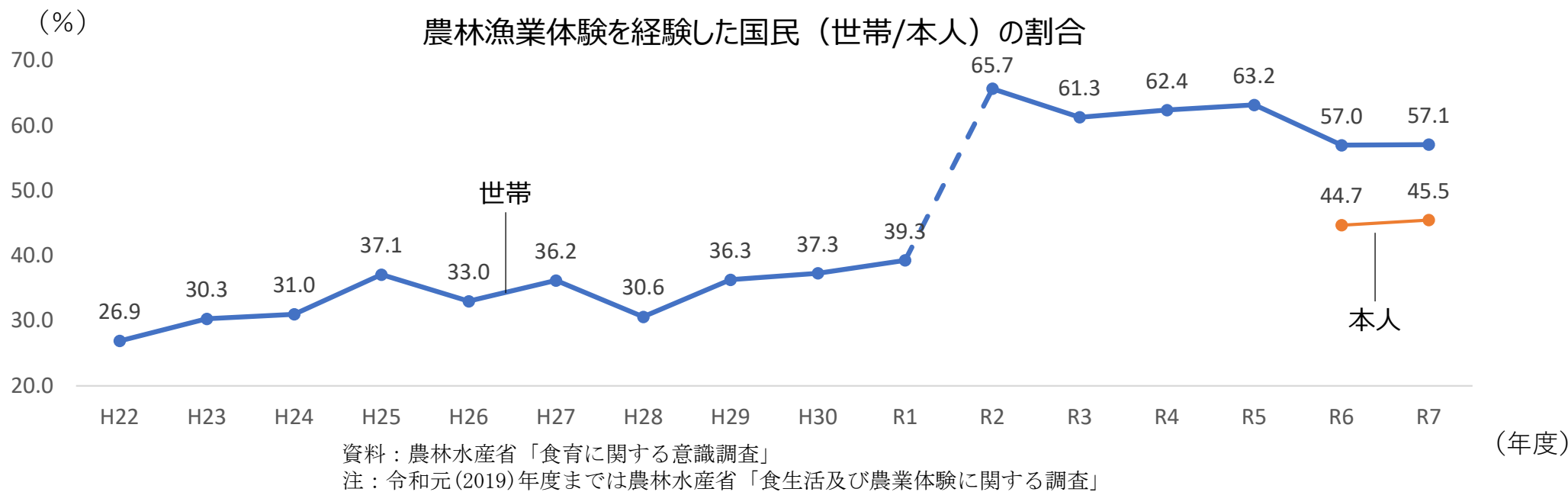
3次計画：ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合 55%以上

4次計画：ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合 55%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「55%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 農林漁業体験を経験する



<設定の必要性>

食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く国民に農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要である。また、世帯を対象とした設問により、子供が参加する農林漁業体験を含めた国民の実態について、一定の精度で継続的かつ効率的に把握してきたが、5次計画においては、本人の状況も追加して、より実態を把握できるよう目標を変更する。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）
設問1：これまで、あなた又はあなたの家族の中で、田植え（種まき）、稲刈り、野菜の収穫、家畜の世話など農林漁業体験に参加したことのある人はいますか。
「1 いる」「2 いない」
設問2：農林漁業体験に参加したのはどなたですか。
「1 あなたのみが参加した」「2 あなたと家族いずれも参加した」「3 あなたの家族のみが参加した」
集計：世帯は、設問1について、「1 いる」と回答した人を該当者として集計。本人はそのうち、設問2について、「1 あなたのみが参加した」「2 あなたと家族いずれも参加した」と回答した人を該当者として集計。

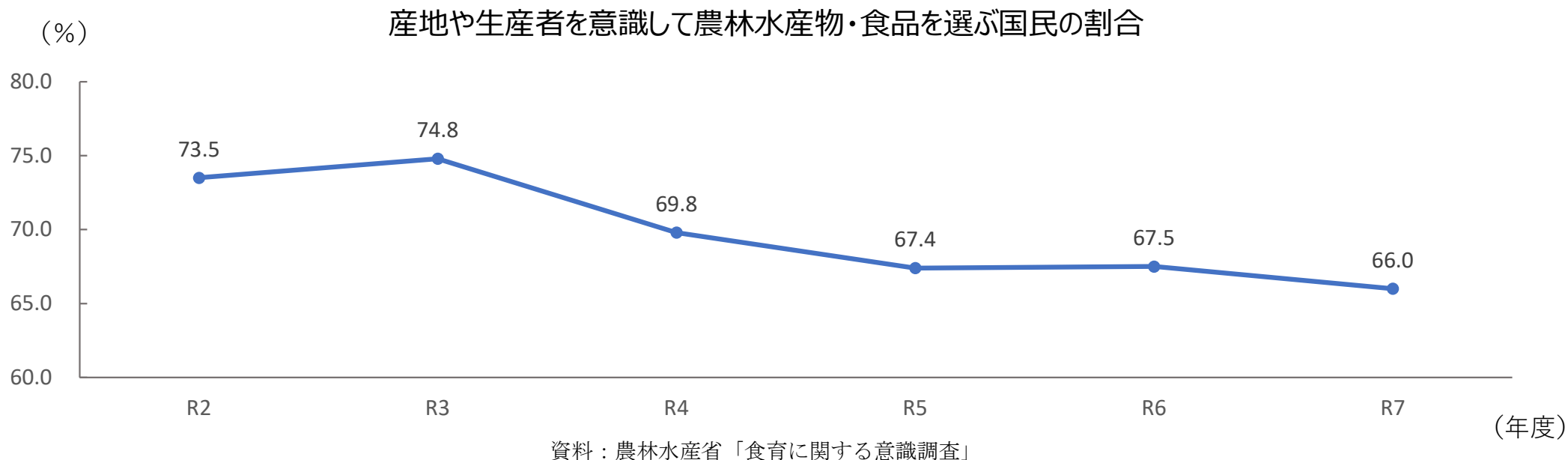
<これまでの設定状況>

- 1次計画：教育ファームの取組がなされている市町村の割合 60%以上
- 2次計画：農林漁業体験を経験した国民の割合 30%以上
- 3次計画：農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合 40%以上
- 4次計画：農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合 70%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画において、世帯については目標値を「60%以上」に、本人については目標値を「50%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 生産現場等を意識して食品等を選ぶ①



<設定の必要性>

農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化や減少及び耕地面積の減少という事態に直面する中、できるだけ多くの国民が我が国の農林水産業の役割を理解し、自らの課題としてその将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：あなたは、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいますか。

「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」「3 あまり選んでいない」

「4 まったく選んでいない」

集計：「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」と回答した人を該当者として集計

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：設定なし

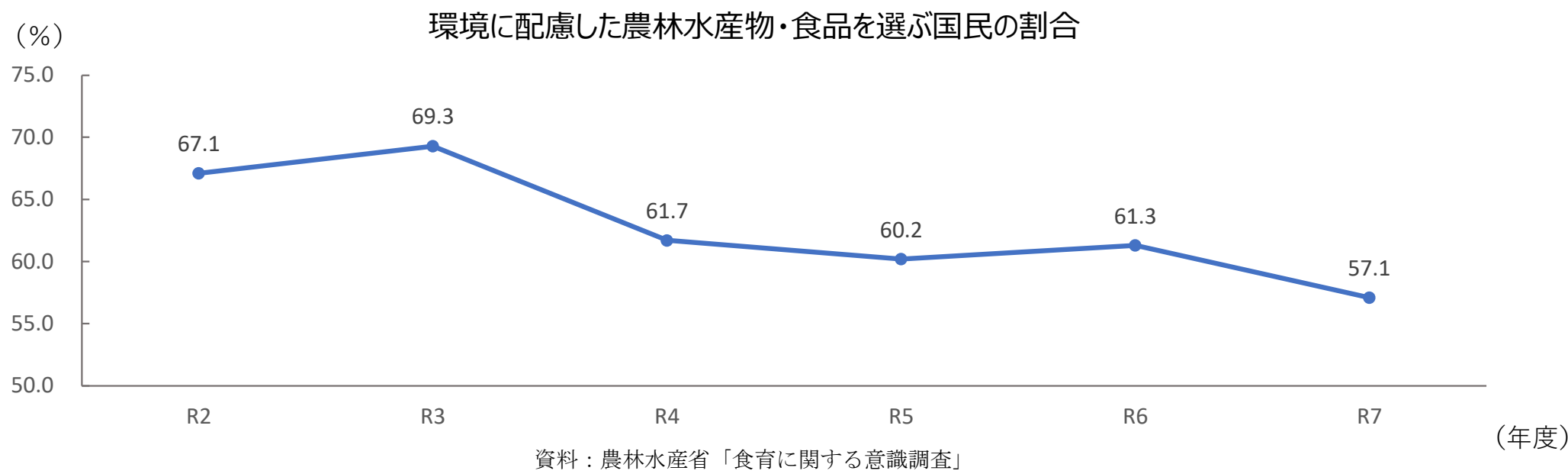
3次計画：設定なし

4次計画：
産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合 80%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、目標値を「70%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 生産現場等を意識して食品等を選ぶ②



<設定の必要性>

食料の生産から消費等に至る食の循環において、温室効果ガスの排出、化学農薬・化学肥料の過剰投入、食品廃棄物等、地球の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により環境への負荷が生じ得る。国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食料システム（フードシステム）の構築につながる。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：あなたは、日頃から環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいますか。

「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」「3 あまり選んでいない」「4 まったく選んでいない」

集計：「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」と回答した人を該当者として集計

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：設定なし

3次計画：設定なし

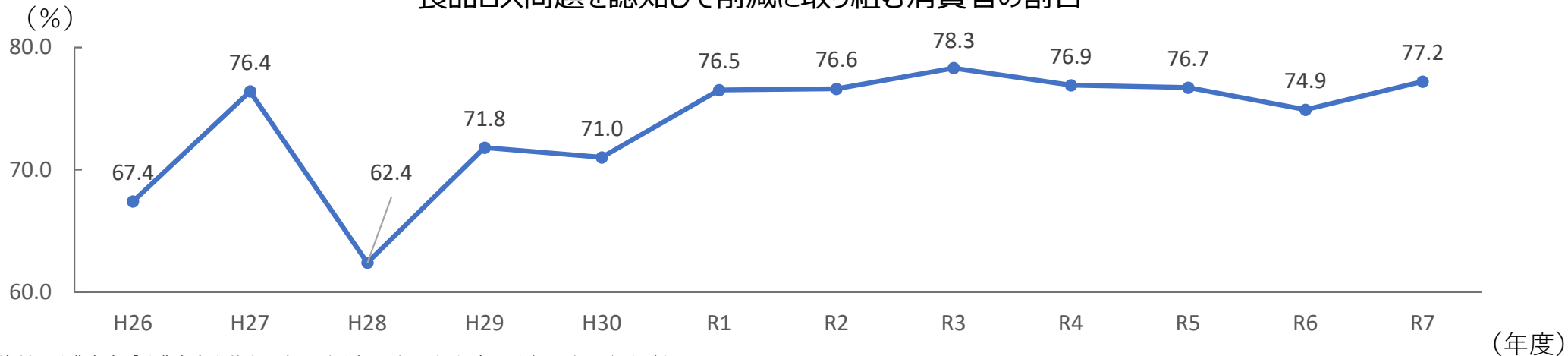
4次計画：
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
75%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、目標値を「60%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 食品ロス削減のための行動をする

食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合



資料：消費者庁「消費者意識基本調査」（平成26（2014）年度・平成27（2015）年度）、
「消費生活に関する意識調査結果報告書－食品ロス問題等に関する調査－」（平成28（2016）年度）、
「消費者の意識に関する調査結果報告書－食品ロス削減の周知及び実践状況に関する調査－」（平成29（2017）年度）、
「消費者の意識に関する調査結果報告書－食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査－」（平成30（2018）年度・令和元（2019）年度・令和2（2020）年度・令和3（2021）年度）、
「消費生活意識調査」（令和4（2022）年度（第2回）・令和5（2023）年度（第2回）・令和6（2024）年度（第2回）・令和7（2025）年度（第1回））を基に農林水産省作成
注：調査が異なるため、単純に比較することは出来ない。

<設定の必要性>

食品ロス削減は国際的にも重要な課題であり、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことが重要であるため。なお、目標の名称については、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に合わせる形で変更

<データソースと調査項目>

データソース：「消費生活意識調査」（消費者庁）

設問1：あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。

- 「1 よく知っている」「2 ある程度知っている」「3 あまり知らない」
「4 全く知らない」

設問2：あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。

- 「1 料理を作りすぎない」「2 残さずに食べる」「3 残った料理を別の料理に作り替える（リメイクする）など、工夫して食べる」「4 冷凍保存を活用する」「5 日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」「6 「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」「7 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれる量を購入する」「8 野菜の皮、茎、葉等食べられる部分は捨てず、無駄なく使う」「9 購入してすぐに食べる場合、商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する（いわゆる「てまどり」）」「10 期限間近による値引き商品・ポイント還元の商品を率先して選ぶ」「11 飲食店等で注文しすぎない」「12 外食時には、小盛りメニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ」「13 飲食店等で食べ残した場合は持ち帰る」「14 その他」「15 取り組んでいることはない」

集計：設問1について、「1 よく知っている」または「2 ある程度知っている」と回答した人のうち、設問2について、「15 取り組んでいることはない」以外の人を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

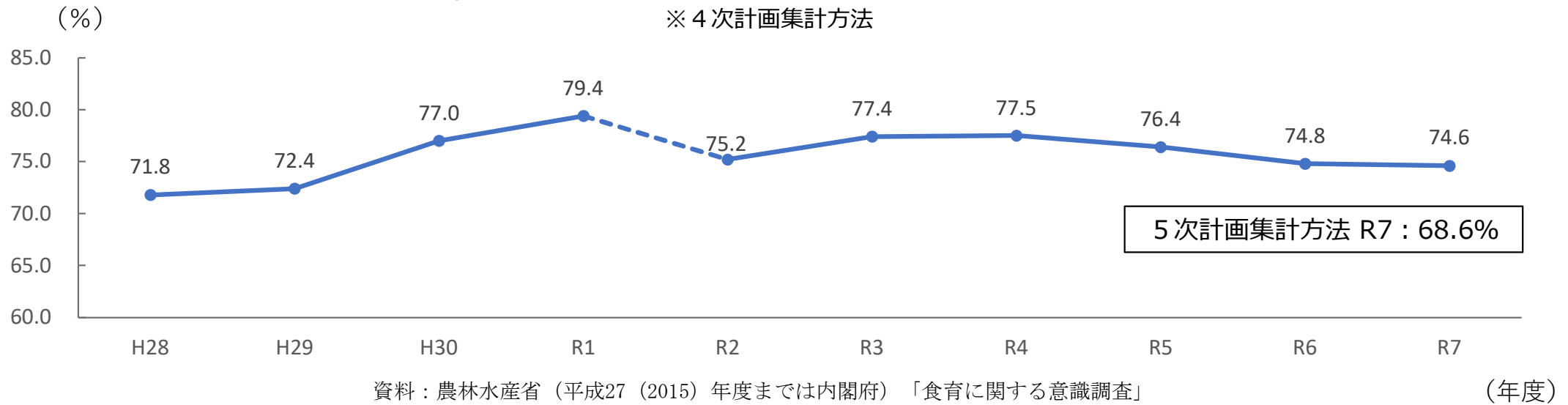
- 1次計画：設定なし
2次計画：設定なし
3次計画：
食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合 80%以上
4次計画：
食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合 80%以上

<目標値の設定>

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、目標値を「80%」としているため、4次計画に引き続き、同様に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (個人目標) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

(参考) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する
※ 4次計画集計方法



<設定の必要性>

健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問1：あなたは、安全な食生活を送るための、食品の安全性に関する基礎的な知識があると思いますか。

「1 十分にあると思う」「2 ある程度あると思う」「3 あまりないと思う」

「4 まったくないと思う」

設問2：あなたは、安全な食生活を送ることについてどの程度判断していますか。

「1 いつも判断している」「2 判断している」「3 あまり判断していない」「4 全く判断していない」

集計：設問1について、「1 十分にあると思う」または「2 ある程度あると思う」を回答した人のうち、設問2について、「1 いつも判断している」または「2 判断している」と回答した人を該当者として集計

<これまでの設定状況>

1次計画：

食品の安全性に関する基本的な知識を持っている国民の割合 60%以上

2次計画：

食品の安全性に関する基本的な知識を持っている国民の割合 90%以上

3次計画：

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合 80%以上

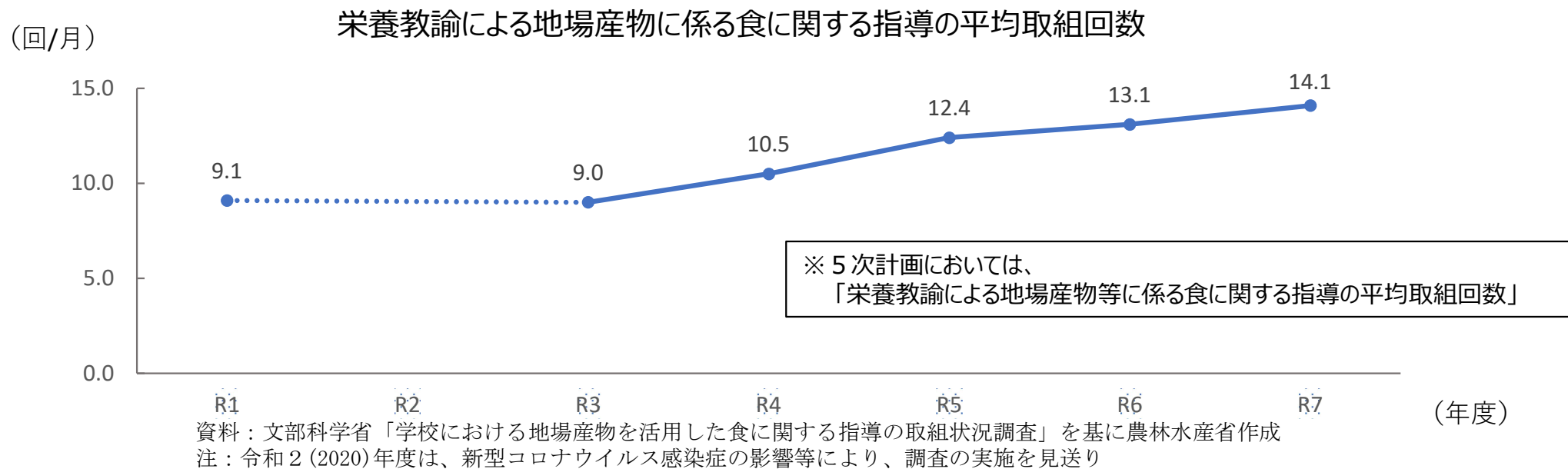
4次計画：

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合 80%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、集計方法を変更の上、目標値を「75%以上」に設定する。 ※ 4次計画では設問2のみで集計

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (地域目標) 学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす①



<設定の必要性>

学校における食育の推進は、栄養教諭が中核となり、学校給食の管理と食に関する指導を一体として進めていくことが重要であり、学校給食においては地場産物のほかに有機農産物の活用等を通じた環境負荷低減等についても、児童生徒が理解を深めていくことが重要であるため、5次計画においては、有機農産物に係る取組も対象に含めるよう目標を変更する。

<データソースと調査項目>

データソース：学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査（文部科学省）
設問：栄養教諭への「地場産物等に係る食に関する指導について、一か月あたりの平均的な取組回数をご記入ください。」という問いに対し、以下の取組例を示す。
※「地場産物等」の中には有機農産物の係る食に関する指導も含まれます。
「学校給食の時間を使った直接の指導の取組」、「校内放送や学級担任への資料提供などによる指導の取組」、「教科等の時間を使った直接の指導の取組」、「給食だよりや掲示物などを作成・配布する取組」、「上記以外の取組」
集計：取組の回答数を合計して把握。

<これまでの設定状況>

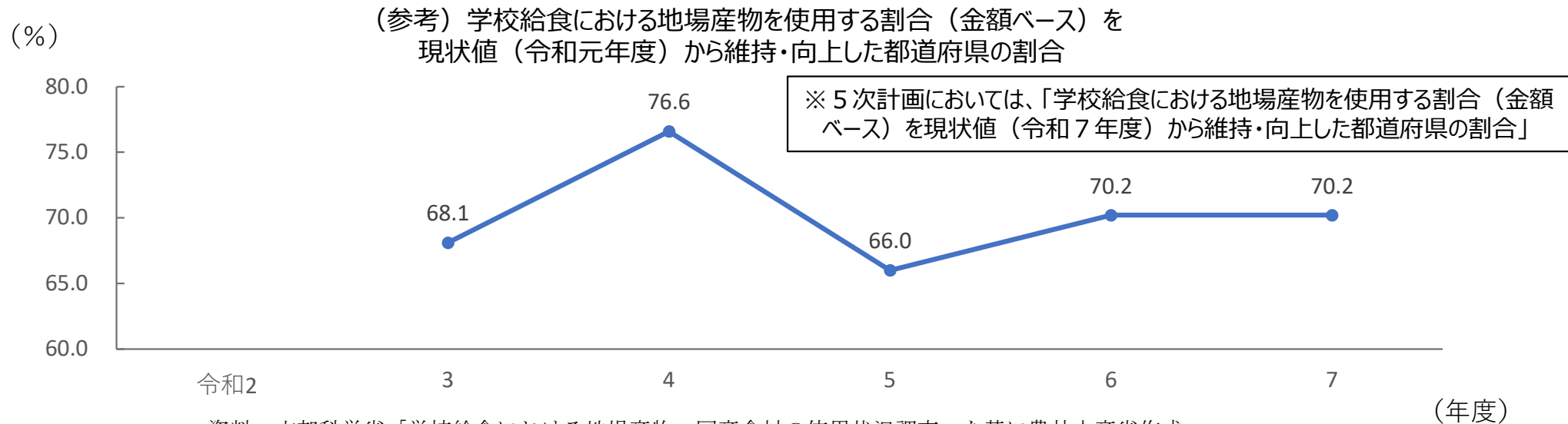
1次計画：設定なし
2次計画：設定なし
3次計画：設定なし
4次計画：
栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数
月12回以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、有機農産物に係る取組も対象に含め、週4回の指導を目安としつつ、直近年の増加数等を考慮して、目標値を「月15回以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定

(地域目標) 学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす②



<設定の必要性>

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省)

設問：各都道府県教育委員会が選定した単独調理場又は共同調理場を7場(今後の当該調査において原則固定)を対象に調査を実施。

集計：6月、11月の各5日間で学校給食の献立に使用した食品のうち、当該都道府県で生産、収穫、水揚げされた食品の金額の割合を集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：
学校給食における地場産物を使用する割合 30%以上

2次計画：
学校給食における地場産物を使用する割合 30%以上

3次計画：
学校給食における地場産物を使用する割合 30%以上

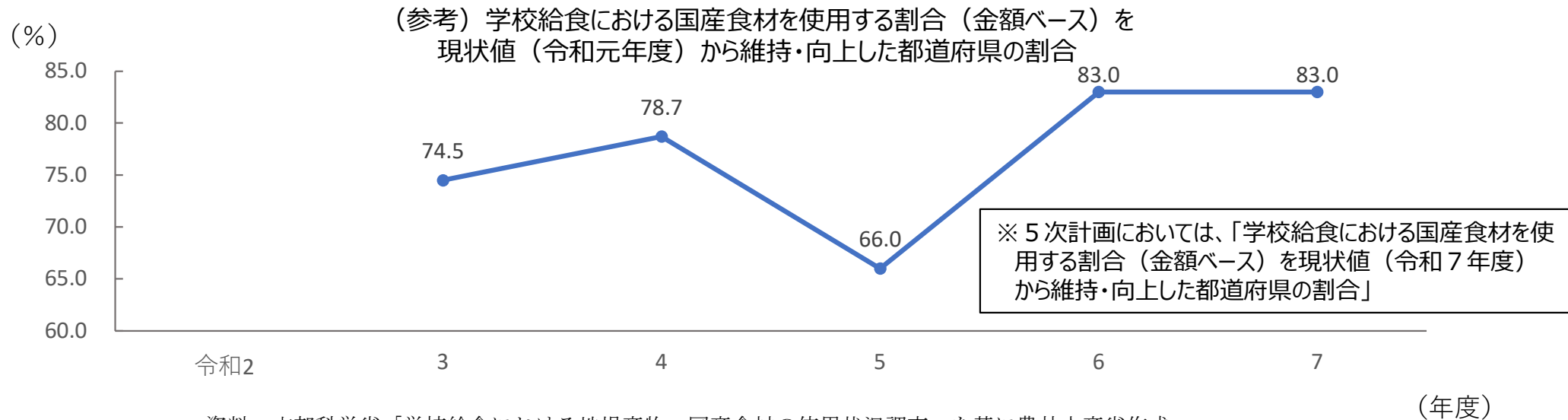
4次計画：
学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合 90%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「90%以上(令和7年度比)」に設定する

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定

（地域目標）学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす③



<設定の必要性>

学校給食に国産食材を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であり、都道府県産に限らず国内産の農林水産物を活用していくことが有効であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）
設問：各都道府県教育委員会が選定した単独調理場又は共同調理場を7場（今後の当該調査において原則固定）を対象に調査を実施。
集計：6月、11月の各5日間で学校給食の献立に使用した食品のうち、国内で生産、収穫、水揚げされた食品の金額の割合を集計。

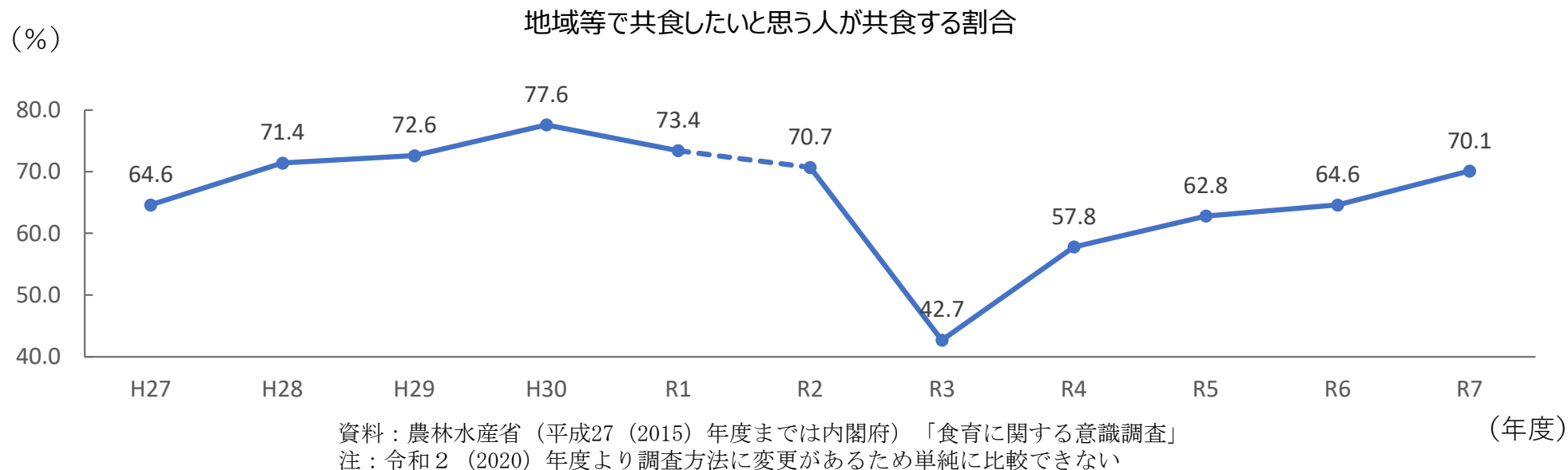
<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし
2次計画：学校給食における国産食材を使用する割合 80%以上
3次計画：学校給食における国産食材を使用する割合 80%以上
4次計画：学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合 90%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「90%以上（令和7年度比）」に設定する

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (地域目標) 地域等での共食の機会を増やす



<設定の必要性>

家族との共食は難しいが、食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）を通じて、様々な人と共食する機会を持つことは重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問1：地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等の機会があれば、あなたは参加したいと思いますか。

「1 とてもそう思う」「2 そう思う」「3 どちらともいえない」「4 あまりそう思わない」
「5 まったくそう思わない」

設問2：「1 とてもそう思う」「2 そう思う」と答えた方におたずねします。あなたは、過去1年間に、地域や所属コミュニティでの食事会等に参加しましたか。

「1 参加した」「2 参加していない」「3 わからない」

集計：設問1について、「1 とてもそう思う」または「2 そう思う」と回答した人を対象に、設問2について、「1 参加した」と回答した人を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：設定なし

3次計画：
地域等で共食したいと思う人が共食する割合 70%以上

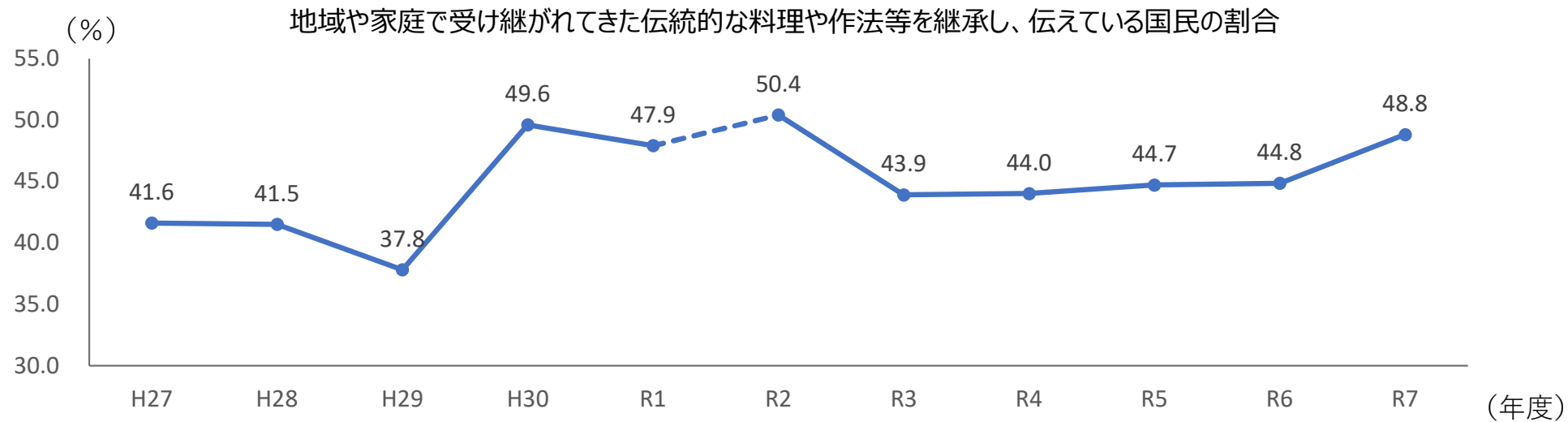
4次計画：
地域等で共食したいと思う人が共食する割合 75%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「75%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定

(地域目標) 地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす①



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

注：令和2（2020）年度より調査方法に変更があるため単純に比較できない

<設定の必要性>

四季や地理的な多様性による特色を有し、地域の伝統的な行事や作法と結び付いた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることのできるものである。しかし、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、日本の食文化の特色が徐々に失われつつある。「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、その継承のため必要な措置をとることが重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問1：あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。

「1 受け継いでいる」「2 受け継いでいない」

設問2：あなたが郷土料理や伝統料理など、地域や家庭において受け継いできた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を、地域や次世代（子供やお孫さんを含む）に対し伝えていますか。

「1 伝えている」「2 伝えていない」

集計：設問1について、「1 受け継いでいる」と回答した人の割合と設問2について、「1 伝えている」と回答した人の割合を該当者として集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：設定なし

3次計画：

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 50%以上

4次計画：

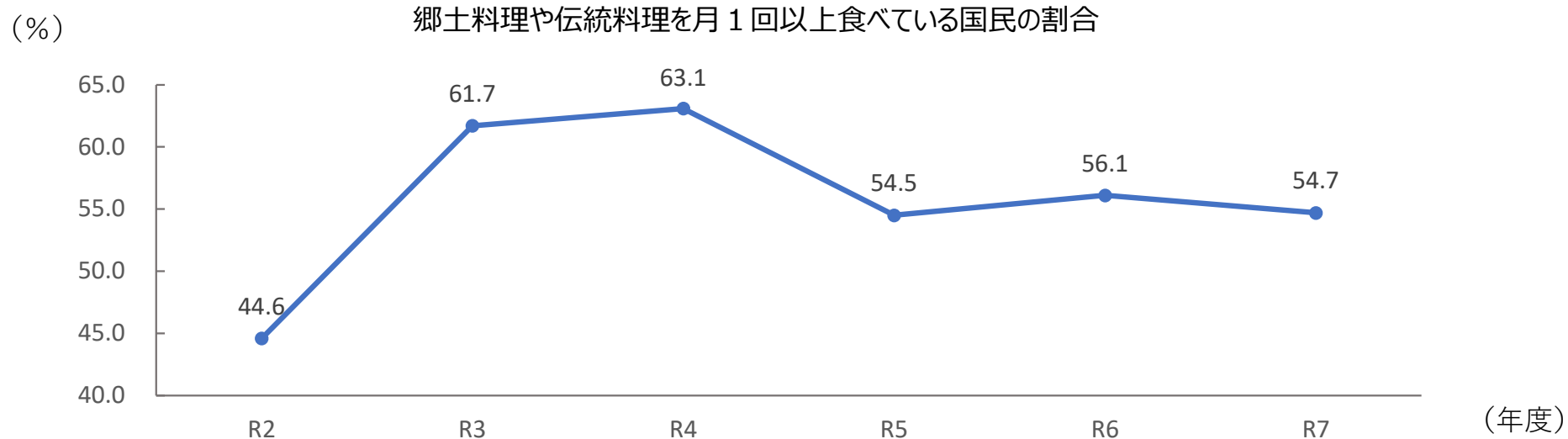
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 55%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「55%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定

(地域目標) 地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす②



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

<設定の必要性>

我が国の食文化は、四季や地域風土に根差した郷土料理・伝統料理により支えられてきたが、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などにより、継承が難しくなっている。次世代に伝えるには、行動の指針となる具体的な目標値を設定し、食の機会を確保することが不可欠であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）

設問：あなたは、いわゆる郷土料理や伝統料理をどのくらいの頻度で食べていますか。

「1 ほぼ毎日」「2 週に3～5日程度」「3 週に1～2日程度」「4 月に2～3日程度」「5 月に1日程度」「6 2～3ヶ月に1日程度」「7 それ以下」「8 まったく食べない」

集計：「月1回以上食べている」と回答した人（選択肢1～5を選んだ人）の割合を集計。

<これまでの設定状況>

1次計画：設定なし

2次計画：設定なし

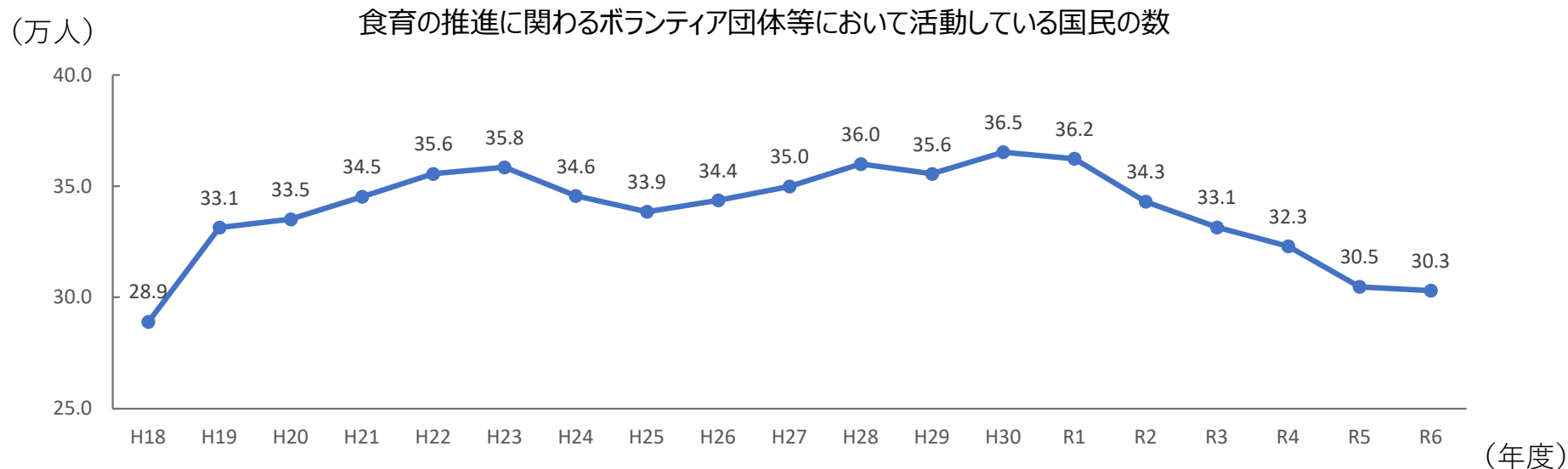
3次計画：設定なし

4次計画：
郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合
50%以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、目標値を「60%以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (地域目標) 食育の推進に関わるボランティア等の人数を増やす



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成26（2014）年度までは内閣府）調べ

<設定の必要性>

食育を国民運動として推進し、国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わる食生活改善推進員等のボランティアが果たしている役割は重要であるため。

<データソースと調査項目>

データソース：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

集計：「日本食生活協会が調査している食生活改善推進員の数」と「都道府県等を通じて調査を行ったそれ以外の食育推進ボランティア数（食生活改善推進員を除く）」を合計して把握

<これまでの設定状況>

1次計画：食育の推進に関わるボランティアの数 20%以上増加

2次計画：食育の推進に関わるボランティアの数 37万人以上

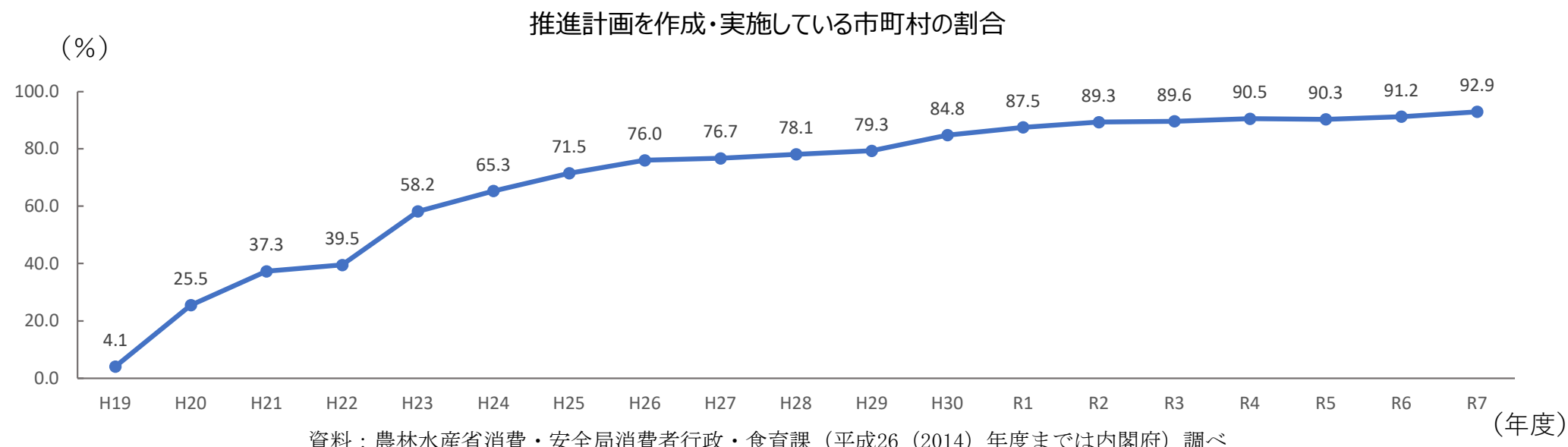
3次計画：
食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数 37万人以上

4次計画：
食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数 37万人以上

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、人口減少や高齢化等の社会情勢の影響を鑑み、目標値を「31万人以上」に設定する。

2. 第5次食育推進基本計画の目標設定 (地域目標) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす



<設定の必要性>

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地で、その取組が推進されることが必要であり、食育基本法においては、都道府県及び市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めており、食育推進計画を作成していない市町村があるため。

<データソースと調査項目>

データソース：「食育に関する意識調査」（農林水産省）
設問：政令指定都市及び市町村に対して食育推進計画の作成状況について質問。
「1 作成済み」「2 未作成」
集計：全市町村のうち、「作成済み」と回答した市町村を該当として集計。

<これまでの設定状況>

- 1次計画：
推進計画を作成・実施している都道府県の割合 100%
推進計画を作成・実施している市町村の割合 50%以上
- 2次計画：
推進計画を作成・実施している市町村の割合 100%
- 3次計画：
推進計画を作成・実施している市町村の割合 100%
- 4次計画：
推進計画を作成・実施している市町村の割合 100%

<目標値の設定>

第5次食育推進基本計画においては、4次計画に引き続き、目標値を「100%」に設定する。

3. 用語の解説

エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。 https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html
SDGs(持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等の包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。我が国では、平成28(2016)年5月に、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。SDGs実施のための我が国のビジョンや優先課題等を掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」や、我が国のSDGsモデルの発信に向けた方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン」を同本部で決定。
学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm
官民連携食育プラットフォーム	大人の消費者の食や農に対する理解を深め、健康的な食事や楽しい食の時間をとるとともに、食卓と生産現場の距離を縮めるため、民間企業等と連携して「大人の食育」を推進する体制として、令和7年6月に設立。食育活動の情報発信や会員間の交流・連携、プロジェクト活動等を実施。 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/otona_syokuiku/platform.html
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。令和4（2022）年の健康寿命は男性72.57歳、女性75.45歳となっている。 https://kennet.mhlw.go.jp/information/information/hale/h-01-002
健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ	食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開する枠組み。日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。 https://sustainable-nutrition.mhlw.go.jp/
健康日本21	誰一人取り残さない、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指す、国民健康づくり運動。
食育ガイド	「「食べること」は「生きること」」とし、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた食育の実践を促すため、平成24（2012）年3月に作成・公表し、食べ物の生産から食卓までの「食べ物の循環」やライフステージを踏まえた「生涯にわたる食の営み」等を「食育の環（わ）」として図示し、各ステージに応じた具体的な取組を提示。 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/guide/guide_201903.html

3. 用語の解説

食育実践優良法人顕彰	健全な食生活を実現するためには、「働き盛り世代」が一日を多く過ごす職場において、食育を推進をするため、従業員に対して、健康的な食事の提供、食生活の改善に資する取組とその評価を行っている法人を「食育実践優良法人」として認定し、もって、法人内の活力向上及び優良な取組の横展開を図ることを目的とした制度。 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kensyo/kensyo_top.html
食事バランスガイド	1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考にしていただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したもの。健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定。 https://www.maff.go.jp/j/balance_guide/
食生活改善推進員	食を通した健康づくりのボランティア。①食育の推進と普及、啓発、②食事バランスガイドの普及、啓発③健康日本21の推進を行う。 https://www.shokuseikatsu.or.jp/kyougikai/index.php
食生活指針	平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために「食生活指針」を策定。同月、「食生活指針の推進について」を閣議決定し、食生活指針について国民各層の理解と実践を促進することを決定。平成28年6月に一部改正。 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shishinn.html
食に関する指導	子供が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができることを目指し、学校給食を活用しつつ、学校の教育活動全体を通じて行われている指導。
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250325_01.pdf
食文化ミュージアム	食文化への学びや体験の提供に取り組む博物館、施設等を「食文化ミュージアム」として名付け、支援する取組。これまでに149件の施設が「食文化ミュージアム」として認定された。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka/foodculture/foodculturemuseum/

3. 用語の解説

食料安全保障	我が国における食料安全保障については、食料・農業・農村基本法において、「食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）の確保が図られなければならない。」とされている。
食料の合理的な価格の形成	農産物・食品の価格形成について、需給事情と品質評価によることを基本としつつ、食料の持続的な供給に要する「合理的な費用」が「考慮」される仕組み。
スマート・ライフ・プロジェクト	スマート・ライフ・プロジェクトとは、「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気で健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」、「健診・検診の受診」、「良質な睡眠」、「女性の健康」のテーマを中心に、具体的なアクションの呼びかけを、プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携をしながら推進するプロジェクト。 https://kenet.mhlw.go.jp/slp/
農林漁業教育	食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育。 例えば、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成等に関する課題や実情を含む農林水産業への理解や関心を深めるため、座学や農林漁業体験等を学校と家庭・地域との連携・協働により実施。
100年フード	我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を越えて受け継がれてきた食文化を、 100年続く食文化「100年フード」 と名付け、文化庁とともに継承していくことを宣言する自治体・団体を支援する取組。これまでに329件の食文化が「100年フード」として認定された。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka/foodculture/hyakunenfood/jirei/
プレコンセプションケア	プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うという概念。 https://precon.cfa.go.jp/
プレコンサポーター	プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材。 https://precon.cfa.go.jp/precon-supporter/